

## 令和2年第9回能登町議会12月定例会議 会議日程表

12月7日から12月16日（10日間）

日程	月 日	曜	開 議 時 刻	会 議 ・ 休 会 そ の 他	
第 1 日	12 月 7 日	月	午前10時00分	本会議	開 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名 諸 般 の 報 告 議 案 上 程 提 案 理 由 の 説 明 請 願 上 程 ・ 趣 旨 説 明 質 疑 ・ 委 員 会 付 託
第 2 日	12 月 8 日	火		委員会	
第 3 日	12 月 9 日	水		委員会	
第 4 日	12 月 10 日	木		休 会	
第 5 日	12 月 11 日	金		休 会	
第 6 日	12 月 12 日	土		休 日	
第 7 日	12 月 13 日	日		休 日	
第 8 日	12 月 14 日	月	午前10時00分	本会議	一 般 質 問
第 9 日	12 月 15 日	火	午前10時00分	本会議	一 般 質 問
第 10 日	12 月 16 日	水	午後 2時00分	本会議	委 員 長 報 告 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決 会 閉

開会（午前10：00）

## 開 議

議長（河田信彰）

ただいまから、令和2年第9回能登町議会12月定例会議を開会いたします。  
ただいまの出席議員数は、13人で定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、本12月定例会議の会議期間は、会議日程表のとおり、本日から12月16日までといたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

あらかじめ、本日の会議時間を延長しておきます。

### 会議録署名議員の指名

議長（河田信彰）

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定によって、

12番 志幸 松栄 君、

14番 鍛治谷 眞一 君を

指名いたします。

### 諸般の報告

議長（河田信彰）

日程第2、「諸般の報告」を行います。

本定例会議に、町長より別冊配付のとおり、議案28件が提出されております。

次に、監査委員から令和2年8月分、9月分、10月分の例月出納検査の結果についての報告があり、その写しもお手元に配付いたしましたので、ご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定により、本定例会議の説明員として出席を求めた者の職・氏名は、お手元に配付しましたので、ご了承願います。

これで、諸般の報告を終わります。

### 議案上程

## 議長（河田信彰）

日程第3、議案第92号「令和2年度 能登町一般会計補正予算（第5号）」から、日程第30、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」までの28件を一括議題といたします。

## 提案理由の説明

## 議長（河田信彰）

町長から提案理由の説明を求めます。

町長 持木一茂 君。

## 町長（持木一茂）

本日ここに、令和2年第9回能登町議会12月定例会議の開会にあたり、提案いたしております、議案の提案理由をご説明する前に、一言ごあいさつを申し上げます。

まず始めに、6月に発生しました特別定額給付金詐欺事件ではありますが、先月に金沢地方裁判所より容疑者に判決が言い渡されました。

この事件に関して、町民の皆様には、大変にご心配をおかけし、深くお詫び申し上げます。

本件を踏まえ、窓口業務での本人確認を徹底し、行政事務の信頼回復に努める所存であります。

さて、現在、新型コロナウイルス感染症の第三波が到来し、全国で感染拡大の様子が見られます。

振り返りますと、4月7日に日本国内において初となる「緊急事態宣言」が7都府県に発出され、その後、対象地域が全国に拡大されました。

翌月の5月25日には、解除となりましたが、感染拡大防止の観点から、その後も地域をまたぐ往来の制限や、イベント等の開催制限などが行われました。

一時は感染者数も減少し、経済回復の兆しも見られましたが、現在は第三波が到来し、未だ感染拡大が危惧されているところであります。

当町においても、新型コロナウイルスは例外なく、地域行事やイベント、祭礼など、例年であれば季節に応じた特色ある行事で、町の賑わいがありました。が、感染拡大防止の観点から、中止や規模縮小を余儀なくされました。

国では、新型コロナワクチンの早期確保に取り組んでいるところであり、来年前半までには、ワクチンを提供できる体制を目指すとしております。

当町においても、コロナウイルスと共存しながら町の賑わいが創出できますよう、町一丸となって盛り上げていきたいと思っております。

また、教育では、小中学校の休業や学校行事の規模縮小、そして楽しみにしていた修学旅行の中止など、学校関係者の皆様をはじめ、保護者の皆様、児童、生徒の皆さんには、戸惑いがあったことと思います。このような、これまで経験したことのない事態を乗り越えることは、将来の糧になるものであると信じております。

これからの季節、寒さも厳しくなりますが、児童・生徒の皆さんには、新型コロナウイルスだけではなく、インフルエンザウイルスに対する感染予防など、例年になく大変なことと思いますが、体調管理には十分、気をつけていただきたいと思っております。

さて、本年を振り返りますと、1月6日に役場新庁舎、柳田総合支所、内浦総合支所が開庁いたしました。

新庁舎開庁の際には、同月に「のと寒ぶりまつり」を、新庁舎横を会場に開催し、落成記念事業としまして、能登町ふるさと大使である世界ジェラート大使の柴野大造氏によるジェラートイリュージョンで華を添えていただきました。

行政サービスの拠点として、また、新たな憩いの場として、そして地域の新たなシンボルとなるよう、今後も取り組んで参りたいと思っております。

また、3月1日には町制施行15周年を迎えましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、式典を延期し、式典内容を縮小して、6月20日に挙行させていただきました。

式典では、永年にわたり、各分野で町政の振興に貢献され、町の伸展に多大なる貢献を賜りましたことに対し、

町顕彰条例表彰には、

「石田 正榮 様」、「中野 利美 様」、

自治功労者表彰には、12名の皆様と1団体に表彰をさせていただきました。

15年という一つの節目を迎えられましたことは、これもひとえに新町建設にご尽力いただきました関係者の皆様、町政をお支えいただいております議員の皆様、そして当町のまちづくりにご理解とご協力をいただいております町民の皆様のおかげであると思っております。

改めまして、この場をお借りしまして深く御礼を申し上げさせていただきます。今後も、ますますの当町の発展を願い、議員各位をはじめ、町民の皆様には、町政へのご理解とご協力を引き続き賜りますようお願い申し上げます。

また、同日には、新たな観光拠点の核となる「イカの駅つくモール」がオープンし、連日多くの方にご来場いただいております。この観光拠点を活かし、観光振興策に取り組んでいきたいと思っております。

また、8月7日には、延期しておりました長野県信濃町と姉妹都市の盟約を取り交わす調印式を執り行いました。

今後は千葉県流山市、宮崎県小林市とともに互いの長所を享受しつつ交流を重ね、相互の発展につなげていきたいと考えております。

庁舎1階の里海ラウンジには、姉妹都市特設コーナーを設置しておりますので、町民の皆様には流山市、小林市、信濃町のことを知っていただき、積極的な交流をお願いしたいと思っております。

さて、12月に入り日々寒さが増してきております。

気象庁が先月に発表した、3か月予報によりますと、北陸地方の気温、降水量と積雪量は「ほぼ平年並み」と予報されています。

「備えあれば憂いなし」と言うように、早めに冬の備えをしていただきますようお願いいたします。

また、これからの時期は、空気が乾燥し、暖房器具を使う機会も多くなることから、火災が非常に発生しやすい状況となります。町民の皆様におかれましては、火の取り扱いや、暖房器具の消し忘れ等には十分にご注意されますようお願いいたします。

また、年末年始には飲食の機会が増え「密」になりがちになることから、大人数や長時間におよぶ飲食や、マスクなしでの会話など、感染リスクが高まる場面にご注意くださいますとともに、感染拡大地域との往来は、できる限りお控えくださるよう併せてお願いいたします。

現在、令和3年度当初予算の編成期を迎えております。

編成にあたっては、「能登町第2次総合計画」、「能登町創生総合戦略」を踏まえ、能登町発展と住民福祉の向上を目指し、住んで良かったと言える、自信と誇りを持てる町づくりに取り組んで参りたいと考えておりますので、町民の皆様並びに議員各位には、格別の御理解とお力添えを賜りますよう衷心からお願いを申し上げます。

それでは、今定例会議に提案いたしました議案26件、諮問2件につきまして、その大要をご説明いたします。

議案第92号から第96号までは、一般会計及び特別会計、企業会計予算の補正であります。

主な補正内容は、鳥獣被害防止対策における捕獲報奨金の追加や新たに設置する公共施設等総合管理基金への積み立てのほか、事業費の確定見込みによる組替えや調整であります。

また、人事院勧告や人事異動による人件費の調整等の組替えや繰上償還の追加を行ったものであります。

議案第92号「令和2年度能登町一般会計補正予算（第5号）」は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、8億37万7,000円を追加し、予算総額を、192億9,267万9,000円とするものであります。

歳出からご説明いたします。

第1款「議会費」は、人件費の調整により、16万3,000円を減額いたしました。

第2款「総務費」は、5億2,661万3,000円の追加であります。

第1項「総務管理費」において、一般管理費は、人件費の調整であります。

財産管理費では、新たに斉和地区ほ場整備に伴う法定外公共物の所有権移転登記費用や、旧姫漁港背後の法面崩壊対策に係る測量設計費を追加したほか、小木高浜法面保護工事の確定に伴う減額を行いました。

基金管理費は、今後の公共施設の適正な管理のため新たに設置する公共施設等総合管理基金への積立金を追加しております。

地方創生推進費は、事業費の確定見込みによる減額であります。

地域振興費では、地域振興総務費、大会合宿等誘致事業、のときりしま振興事業において、コロナ禍に伴い、実施が困難となった事業の減額を行ったほか、ふるさと空き家活用事業では、空き家家財道具等処分助成金を追加計上しております。

有線放送費では、人件費の調整のほか、有線放送管理費において、伝送路移設工事費を追加しております。

諸費では、コロナ禍に伴い規模縮小の町制施行15周年記念事業及び中止としました国際交流事業の減額を行っております。

新型コロナウイルス感染症対策費では、特別定額給付金事業の確定に伴う減額のほか、関係人口創出事業において、コワーキングスペース用備品購入の追加など事業費の組み替えを行っております。

第2項「徴税费」は、人件費の調整のほか、賦課徴収事務費において、会計年度任用職員の増員に係る所要経費を追加しました。また、実績見込みにより過誤納還付金を追加計上しております。

第3項「戸籍住民基本台帳費」は、人件費の調整のほか、個人番号カード交付事務費において、会計年度任用職員に係る所要経費のほか、個人番号カード関連事務委託に係る交付金を追加しました。

第4項「選挙費」では、能登町長選挙費において、公職選挙法の改正に伴う選挙運動公営費を追加いたしました。

第3款「民生費」は、563万円の減額であります。

第1項「社会福祉費」において、社会福祉総務費は、人件費の調整であります。

障害者福祉費では、令和3年度の報酬改定に伴うシステム改修費を追加しました。

後期高齢者医療費は、特別会計への繰出金の追加です。

国民年金費では、令和元年度分の交付金精算にともなう償還金を追加しております。

第2項「児童福祉費」では、児童福祉総務費において、人件費の調整のほか、学童保育事業の会計年度任用職員に係る所要経費を追加しております。また、実績見込みにより、すこやかあかちゃんお祝い金を追加いたしました。

第4款「衛生費」は、1,634万2,000円の減額であります。

第1項「保健衛生費」、第2項「清掃費」において、人件費を調整しております。

第5款「労働費」は、65万円の減額です。

第1項「労働諸費」において、確定見込みにより、雇用促進助成金を減額し、定住促進助成金を増額しております。

第6款「農林水産業費」は、3万6,000円の追加であります。

第1項「農業費」において、農業委員会費は、人件費の調整であります。

農業総務費は、人件費の調整のほか、鳥獣被害防止対策事業において、イノシシ捕獲数の増加に伴う捕獲報奨金の追加を行っております。

農業振興費では、農業振興対策事業において、農業振興作物産地強化促進事業の確定見込みにより追加を行ったほか、中山間地域等直接支払事業では確定見込みによる減額を行いました。また、多面的機能支払事業では、確定見込みによる減額のほか、元年度分の返還金を追加しております。

農地費は、ほ場整備事業における換地清算金の追加です。

第2項「林業費」は、荒廃地復旧事業において、柿生地内での緊急自然災害防止対策事業を追加しました。

第3項「水産業費」では、漁業振興対策事業において、宇出津港水産物加工処理施設の修繕工事費を追加しております。

第7款「商工費」は、1億577万7,000円の減額です。

第1項「商工費」において、商工総務費は人件費の調整です。

商工業振興費では、産業育成・活性化支援事業の減額のほか、創業・継承支援事業の確定見込みによる追加を行いました。

観光費では、観光振興対策事業においてコロナ禍に伴い事業実施が困難となった事業費の減額を行ったほか、観光施設管理費では、遊覧船修繕費のほか、寄付採納に伴う九十九湾観光交流センターの植樹費用を追加しました。また、公園管理費では、旧上町保育所の遊具を遠島山公園へ移設する工事費を追加しております。

新型コロナウイルス感染症対策費では、事業費の確定見込みによる減額と雇用維持奨励金の追加を行ったほか、観光施設魅力向上事業において、イカコミュニケーション制作費の組み替えと宿泊施設の自動水栓化工事費を追加しております。

第8款「土木費」は、2, 228万6千円の減額であります。

第1項「土木管理費」は、人件費の調整であります。

第3項「河川費」は、確定見込みによる急傾斜地崩壊対策事業の減額及び県営急傾斜地崩壊対策事業負担金の追加です。

第6項「住宅費」では、人件費の調整のほか、事業費の組み替えにより梅の木団地建設にかかる実施設計費と地盤調査費を追加しております。

第9款「消防費」は231万円の追加です。

消防施設費において、小間生分団詰所増築工事費の確定による追加を行っております。

第10款「教育費」は、115万5, 000円の減額であります。

第1項「教育総務費」は、事務局費において、人件費の調整のほか、会計年度任用職員報酬を追加しました。

第2項「小学校費」は、人件費の調整のほか、小学校管理費において、スクールバス修繕費の追加とスクールバス管理運行業務委託費確定による減額を行いました。

第3項「中学校費」は、人件費の調整のほか、中学校管理費において、スクールバス管理運行業務委託費確定による減額を行っております。

教育振興費ではコロナ禍に伴う修学旅行取消料を追加いたしました。

第4項「社会教育費」では、公民館管理費において、瑞穂公民館倉庫屋根の修繕費を追加したほか、寄付採納に伴う小木公民館の備品購入費を追加しております。

文化財保護費では、真脇遺跡縄文館の修繕費を追加したほか、松波城址整備事業において、計画変更に伴う事業費の組み替えを行っております。

第11款「災害復旧費」は、500万円の追加です。

第1項「農林水産施設災害復旧費」において、9月17日から18日にかけての豪雨災害1件を追加したほか、災害査定に伴う補助対象工事の増額を行いました。

第12款「公債費」は、4億1, 842万1, 000円の追加であります。

その内容は、令和元年度許可債の縁故債利率確定や元利均等償還の利率見直しによる調整のほか、将来の公債費負担を軽減するために、減債基金を活用して繰上償還金を追加するものです。

以上、8億37万7, 000円の財源として、

歳入において、

第9款「地方特例交付金」、

第10款「地方交付税」、

第12款「分担金及び負担金」、



第13款「使用料及び手数料」、

第16款「財産収入」、

第17款「寄附金」、

第18款「繰入金」、

第20款「諸収入」、

第21款「町債」

を追加し、

第14款「国庫支出金」、

第15款「県支出金」

を減額し、収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

議案第93号「令和2年度能登町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」は、保険事業勘定に250万3,000円を追加し、予算総額を22億9,547万6,000円とするものです。

その内容は、システム改修及びマイナンバーカードのオンライン資格確認等システム運営負担金の追加のほか令和元年度交付金の精算にかかる償還金と、令和元年度分の石川県への納付金を追加するものです。

歳入で、「国庫支出金」、「県支出金」、「繰入金」を追加して収支の均衡を図りました。

議案第94号「令和2年度能登町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」は、86万3,000円を追加し、予算総額を3億2,288万7,000円とするものです。

その内容は人件費の調整であり、「一般会計繰入金」を追加し、収支の均衡を図りました。

議案第95号「令和2年度能登町水道事業会計補正予算（第2号）」は、収益的収支において、水道事業費用を510万円減額し、総額を6億8,034万6,000円とするものです。

その内容は、人件費の調整のほか、会計年度任用職員の追加に伴う所要経費の追加です。

議案第96号「令和2年度能登町病院事業会計補正予算（第3号）」は、収益的収支において、それぞれ486万3,000円を追加し、総額を24億6,154万7千円とするものです。

その内容は、病院事業費用において、マイナンバーカードのオンライン資格確認等システム導入費を追加するもので、県補助金及び助成金を追加し、収支の均衡を図っております。

議案第97号「能登町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の制定について」は、公職選挙法の一部改正によ

り、議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等について公費負担とするため制定するものであります。

議案第98号「能登町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について」は、町の機関に係る申請等について、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができるよう共通する事項を定めるため制定するものであります。

議案第99号「能登町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について」は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の一部改正により、条ずれ等が生じたため、所要の改正を行うものであります。

議案第100号「能登町基金条例の一部を改正する条例について」は、能登町庁舎建設基金の廃止に合わせ、施設整備に係るその他の特定目的基金を整理統合し、新たに公共施設等総合管理基金を追加するほか、基金の積み立てについて、決算剰余金に関する規定を追加するものであります。

議案第101号「能登町堆肥センター条例の廃止について」は、福光の堆肥センターの土地及び構築物等を処分したいため、条例を廃止するものであります。

議案第102号「能登町下水道事業受益者負担金徴収条例の一部を改正する条例について」は、地方税法等の一部改正により、延滞金の割合の特例が見直しされたため、所要の改正を行うものであります。

議案第103号「能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」は、国民健康保険法施行令等の一部改正により、個人所得課税等の見直しがあったため、所要の改正を行うものであります。

議案第104号「能登町介護保険条例の一部を改正する条例について」、及び議案第105号「能登町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」は、地方税法等の一部改正により、延滞金の割合の特例が見直しされたため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第106号「財産の処分について」は、福光の堆肥センターの財産を処分いたしたく、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

処分財産は、土地1筆、構築物6棟、家屋1棟で、処分金額は750万2,550円、契約の相手方は、能登町字明生の株式会社吉尾牧場であります。

次に、議案第107号から議案第117号までの11議案につきましては、「公の施設の指定管理者の指定について」であります。

いずれの施設も指定管理者の指定期間が令和3年3月31日をもって満了す

ることから、引き続き指定管理者の指定を行うため、地方自治法 第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

指定管理者の選定及び期間につきましては、能登町公の施設指定管理者選定委員会の審議結果により選定を行うほか、期間につきましては、営利を主たる目的としている施設は3年間、福祉施設など管理を主たる目的としている施設は、5年間としておりますので、宜しくお願いいたします。

はじめに、議案第107号「公の施設の指定管理者の指定について」は、町内52カ所の集会所を「町会長、町内会長及び区長」に、再度、指定管理者に指定するものであります。

次に、議案第108号「公の施設の指定管理者の指定について」は、能登町高齢者等活動施設を能登町字小垣の「小垣区長」に、再度、指定管理者に指定するものであります。

次に、議案第109号「公の施設の指定管理者の指定について」は、秋吉緑地健康広場を能登町字秋吉の「秋吉町内会長」に、再度、指定管理者に指定するものであります。

次に、議案第110号「公の施設の指定管理者の指定について」は、程谷緑地健康広場を能登町字時長の「程谷町内会長」に、再度、指定管理者に指定するものであります。

次に、議案第111号「公の施設の指定管理者の指定について」は、農林産物加工施設柏木センターであります。

この施設は、設置当初から管理運営を行い、施設効用を発揮させることができる「農事組合法人のと夢づくり」に、再度、指定管理者の指定をするものであります。

次に、議案第112号「公の施設の指定管理者の指定について」は、農林産物加工施設上町センターであります。

この施設は、農林産物の加工及び販売等を行う施設であり、施設の効用を発揮させることができる「株式会社 能登町ふれあい公社」に、再度、指定管理者に指定するものであります。

次に、議案第113号「公の施設の指定管理者の指定について」は、宮地交流宿泊所こぶしについてであります。

この施設は、体験交流を目的とした施設であり、施設の効用を発揮させることができる「特定非営利活動法人コブシ」に、再度、指定管理者に指定するものであります。

次に、議案第114号「公の施設の指定管理者の指定について」は、九十九湾園地施設についてであります。

この施設は、観光資源及びレクリエーション等の利用を目的とした施設であ

り、施設の効用を発揮させることができる「能登町観光協会」に、再度、指定管理者に指定するものであります。

次に、議案第115号「公の施設の指定管理者の指定について」は、能登町特産物等直売所桜峠直売所についてであります。

この施設は、設置当初から管理運営を行い、施設の効用を発揮させることができる「グループさくら日和」に、再度、指定管理者に指定するものであります。

次に、議案第116号「公の施設の指定管理者の指定について」は、能登町農産物等直売所鮭尾直売所についてであります。

この施設は、設置当初から管理運営を行い、施設の効用を発揮させることができる「鮭尾直売所組合」に、再度、指定管理者に指定するものであります。

次に、議案第117号「公の施設の指定管理者の指定について」は、能登海洋深層水施設についてであります。

この施設は、海洋深層水および塩の品質管理、安定供給を基本とする施設であり、専門的技術を蓄積している「株式会社能登町ふれあい公社」に、再度、指定管理者に指定するものであります。

次に、諮問第1号及び諮問第2号の「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」であります。能登町には、現在7名の人権擁護委員の方がおられます。

そのうち2名の方が、令和3年3月31日をもって任期満了となることから、能登町字瑞穂の「館 博之」氏の再任と、

能登町字出津の「久田 幸子」氏の後任として、豊富な専門知識と経験をお持ちであります

能登町字出津山分の「川口 裕子」氏のお二人を人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものであります。

何とぞ広くご審議の上、ご同意を賜りますようお願いいたします。

なお、令和3年3月31日をもってご勇退されます「久田 幸子」氏におかれましては、3期9年にわたり、人権の擁護と人権思想の普及高揚にご貢献をされました。

長年のご活躍に対しまして、心から感謝を申し上げますとともに健康に留意され、今後とも後進の育成にご助力を賜りたいと存じます。

以上、本会議に提出いたしました議案等につき、その大要をご説明申し上げましたが、議員各位におかれましては、慎重なるご審議をいただき、適切なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

どうか よろしくお願ひ申し上げます。

**議長（河田信彰）**

以上で提案理由の説明が終わりました。

**日程の順序変更**

**議長（河田信彰）**

お諮りします。

この際、日程の順序を変更し、日程第29、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」及び日程第30、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」の2件を先に審議したいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（河田信彰）**

異議なしと認めます。

したがって、日程の順序を変更し、日程第29、諮問第1号及び日程第30、諮問第2号までの2件を先に審議することに決定しました。

**諮問第1号及び諮問第2号**

**議長（河田信彰）**

ただいま先議することに決定しました諮問第1号及び諮問第2号の2件を議題とします。

**質疑、討論の省略**

**議長（河田信彰）**

お諮りします。

諮問第1号及び諮問第2号の2件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長 (河田信彰)**

異議なしと認めます。

よって、諮問第1号及び諮問第2号の2件は、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

**採 決**

**議長 (河田信彰)**

諮問第一号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」能登町字瑞穂 館 博之 氏を議会としては、適任とすることに賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長 (河田信彰)**

ありがとうございました。

起立全員であります。

よって、諮問第1号は、適任とすることに決定いたしました。

次に、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」能登町字宇出津山分 川口 裕子 氏を議会としては、適任とすることに賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長 (河田信彰)**

ありがとうございました。

起立全員であります。

よって、諮問第2号は、適任とすることに決定いたしました。

**質 疑**

**議長 (河田信彰)**

次に、日程第3、議案第92号から日程第28、議案第117号までの26件についての質疑を行います。

なお、議案質疑の回数は、能登町議会会議規則第51条第1項及び申し合せ事項により、同一の議題について3回を超えることができないことになっております。また、質疑は、議員、執行部ともに自席で着座にて行うこととします。

質疑は大綱的な内容でお願いします。

質疑はありませんか。

4番 田端雄市君。

#### 4番（田端雄市）

57ページの能登町病院事業会計補正予算についてお聞きしたいと思います。支出のほうで、委託料、オンライン資格確認等システム導入費で486万3,000円が盛り込まれております。

これについて、町民の生活と関わってくることもあるんじゃないかなと思いますので、具体的に教えていただきたいと思います。

#### 議長（河田信彰）

宇出津病院事務局長 上野英明君。

#### 宇出津総合病院事務局長（上野英明）

それでは、ただいまの田端議員のご質問にお答えしたいと思います。

ご存じかとは思いますが、こちらのほうの予算は、国の総務省及び厚生労働省のほうで進めておりますマイナンバーカード、これに健康保険証、これの情報を載せるというものでございます。それに伴う病院側としての顔認証付カードリーダーと、それに伴う施設といいますか、電子カルテ等の改修に係る費用ということになります。

ただいまご質問の、何かしら住民にメリットはあるのかということですが、健康保険証の情報をマイナンバーカードに載せるということになりますと、まず単純なこととしまして、新患で病院に来られた場合に、こちらのほうに受付がスムーズにできる。普通ですと健康保険証を一々、番号とかというものをシステムに手打ちで入力しなければいけない。これが瞬時ですべて新患の方がスムーズに受付ができますよということに加えて、医療費が高額になった場合の負担限度額の適用認定証、こちらのほう、現在の状況ですと、それに該当する場合は一回一回役場のほうに申請に行って限度額認定証を発行してもらおうということになっておるんですけども、これが窓口でその分を差し引いた金額しか窓口払いしなくて済むよということが住民のメリットになるかと思っております。

病院といたしましても、取りあえず受付がスムーズにいったりですとか、あ

とは保険証の更新とか変更された場合でも、リアルタイムに分かるものでございますので、間違いがなくなるというか、そういうことが病院側としてもメリットとなるということでございます。

以上でございます。

#### 議長（河田信彰）

ほかに質疑はありませんか。

7番 市濱等君。

#### 7番（市濱等）

お願いいたします。

2点について、町の説明を求めたいと思います。

まず、議案第100号ですが、地方自治法241条の1項では、特定の資金を積み立て、運用するために基金を設けることとなっております。また、その上で3項では、基金を設けた場合、その目的でなければこれを処分することができないとなっておりますね。今度の場合、そもそも趣旨、目的の違う基金です。特に今回の場合、事業が執行されていない、検討もされていないだろうという事業基金、これを1本にすることは許されるのか、また、目的の違う組替えはどのような考えで整理するのか、町の当局の考えをお聞きしたいと思います。

もう1点は、議案第111号 公の施設の指定管理者の指定についてということで、議案第111号から議案第117号についてであります。私たちはこれを指定する上で、具体的な数値とか経過状態とか、今後の目標値というかが私たちにはちょっと判然としない部分があるんですね。特に議案の117号では、海洋深層水施設であります。ふれあい公社の法人の経営状況説明書類はありますが、特に112号、株式会社ふれあい公社が管理する農林産物加工施設、上町センターについて、私たちの手元には資料が皆無であります。説明資料も見当たらないが、何を基準に私たちは審査をすればいいのか、教えていただきたい。

まず、この2点についてお聞きしたいと思います。お願いします。

#### 議長（河田信彰）

企画財政課長 蔭田大介君。

#### 企画財政課長（蔭田大介）

市濱議員の質疑にお答えいたします。



まず、議案第100号 基金の条例の一部を改正する条例の中身であります  
が、今回、基金の統廃合について提案させていただきました。

今回の基金の統廃合ですが、議員がおっしゃるように、現行の建設基金の部  
分の廃止と、それから新たに今回、公共施設等総合管理基金というものを設置  
させていただいたということでもあります。これにつきましては、現在、本庁舎、  
総合支所が完成いたしました。それに応じまして、庁舎建設基金というものが  
ございました。その目的が終わったということで、廃止するに当たりまして、  
その残高の基金を活用いたしまして、今後の公共施設の整理、管理、その他解  
体等の財源として新たな基金を設置したと。それに併せまして、今まであった  
建設基金のようなものを統合して、新たに目的をそのような、今後の公共施設  
の統廃合に活用できるような財源に組み立てたいということで、新たな基金を  
設置させていただきました。

この財源であります。今後、公共施設の整備は、基金の必要性であります  
が、合併債とか有利な起債がなくなったこともありますし、今後の過疎債の枠  
配分とか、非常に財源の厳しさが予想されることから、今後の財政負担に対応  
するために、今回新たに基金を設置させていただきました。

以上であります。お願いします。

#### 議長（河田信彰）

農林水産課長 五田秀綱君。

#### 農林水産課長（五田秀綱）

市濱議員さんの質問にお答えをしたいと思います。

幾つかあったんで、ちょっと漏れたら、またご指摘いただきたいと思います  
ですけども、まずは議案第111号の農林水産物加工施設、柏木センターのこ  
となんですけれども、この議案書に書いてあるとおり、ここは「農事組合法人  
のと夢づくり」というのを地元の方々のほうで組織をされて、そこでつくっ  
てからずっと運営、管理をされているということでもあります。この指定管理者の  
選定に当たっては、委員会にそういったいろんな収支等に関する資料等も提出  
をして説明をした上で、今日皆さんのところにはそういった詳しい資料という  
のは配付はしていないんですが、そういう資料も提示をした上で委員会で選ん  
でいただいたということです。

この夢づくりの最近の取組を少しお話しさせていただきますと、多分行った  
ことはあるかと思うんですけども、ここでは山菜とか野菜、それから加工品、  
みそとか餅、そういったものを販売されていますし、最近は、うどんなんかも  
始めています。珠洲道路沿いの看板も立っていると思うので、そういったよう

な取組もやっています。

年間の売上げなんですけど、ちょっと厳しい状況もあるんですけども、今、地域おこし協力隊の方も入っていただいて、そして商品開発とかネット販売、そういったものにこれから注力されるというふうに聞いております。引き続き、あと3年間ですかね、またお願いをしたいというふうに思っています。

それからあとは、上町センターですかね。上町センターというのは、これ名前が変わったのでちょっと分かりにくい方もいらっしゃるかもしれませんが、これは農林産物総合センター、数年前までは柳田食産という会社が入ってブルーベリーの買い取りとか、それからその買い取った果実を使って商品の製造、それから販売を行っていた会社であります。ここにつきましても、そういういろいろな収支に関する書類等をふれあい公社さんのほうから提出をしていただいて、同様に審査を経て今回ここに上程をしたということで、今詳しい資料はちょっとあれなんですけれども、一応そういったことです。

私の質問はそれだけでしたかね。

#### 議長（河田信彰）

すみません。手を挙げて言ってください。マイクも入ってません。

#### 7番（市濱等）

農林水産課長の質問で、私がちょっと今答弁するので、私の質問回数から省いていただきたい。

今、ここでいいのですかという質問でしたね。ここの範囲内に入らなければそれでいいですよ、あとは。

#### 議長（河田信彰）

7番 市濱議員、これでよろしいのでしょうか。

#### 7番（市濱等）

はい。あと、ふるさと振興課長が答弁されると思います。

#### 議長（河田信彰）

町参事兼ふるさと振興課長 田代信夫君。

#### 町参事兼ふるさと振興課長（田代信夫）

質問の議案第117号の公の施設の指定管理、施設名が能登海洋深層水施設であります。この施設は、県内の唯一の施設でありまして、海洋深層水、原水、

脱塩水、濃縮水及び塩の品質管理と安定供給を基本とし、その業務は、窓口の受付、蓄養施設の運営管理、海洋深層水の利用促進のPR、施設及び設備等の維持管理と修繕、総合的な管理に関する業務をしていただくということであります。

当施設は、設置してから15年が経過をしております。これまでは営業施設として指定管理をしていただき、3年間で指定をしていただいておりますが、次期指定管理からは管理施設として5年間の指定管理期間としております。この理由としましては、海洋深層水施設のPRを目的に販売をしてきました飲料水「能登はやさしや水までも」や、それから平成27年に北陸新幹線金沢開業の効果により大幅に売上げが増加した「能登の塩」といった主力商品については、一定の認知をいただいておりますということで考えています。今後は、これらの主力商品の製造と販売業務を指定管理業務から外しまして、自主事業として行いたい。指定管理業務を施設に来られた方に供給する業務に特化して、指定管理料の安定とスリム化を図るものであります。

今までの売上げ等につきましては、深層水の利用件数として過去3か年で約1万4,000件の方が深層水の利用をされておまして、安定的に深層水を供給もしております。また、「能登はやさしや水までも」のペットボトルの販売におきましても年平均で2万5,000本の販売をしております。また、「能登の塩」の販売も、若干28年度から落ち込んでおりますが、約3,000キロの販売をしておりますので、指定管理者がそのノウハウを生かして指定管理をされているということで判断をし、選定委員会に上程をして選定するということになりましたので、よろしく願いをいたします。

## 議長（河田信彰）

7番 市濱等君。

### 7番（市濱等）

先ほどの議案第100号についてですが、能登町では平成31年の3月18日付で基金条例の改廃を行っておりますね。そのとき必要と認めてこの基金も継続しておるんじゃないかなと私は思うんですね。去年のことですから、まだ1年そこそこしかたっていない、経過していないこの基金をなぜ組み替えるのか、どう考えが変わったのかということの説明をいただきたいな。

次に、指定管理についてですが、町では、以上の施設の評価基準というふうなものをどんなふうにつくって、どういうふうの評価をしておいでになるのか。また、評価機関というのはあるのか、そういうことをお聞きしたいな。そして、例えば今回議案に参考資料としております、教育委員会では参考資料を提出し

ておりますわね。こういうふうな点検評価報告書というふうなものが我々議会に提示されておれば、私たちは評価がしやすいなというふうに思うのですが、その点はどうなりますかね。どなたでもいいので、答えていただきたい。

#### 議長（河田信彰）

企画財政課長 蔭田大介君。

#### 企画財政課長（蔭田大介）

それでは、基金の統廃合について再度の質疑であります。先ほどもご説明いたしました。今の時期は庁舎建設基金の執行残が確定したということで、今回、公共施設等の管理基金といいまして、今後の公共施設等の整備に当たる基金を統合して、それを有効に活用しよう。30年のときには、おのおの1本ずつ基金があったものを統合したわけなんですけれども、今回は、原因は庁舎建設基金、庁舎の建設が一定したということで、その残が確定したということで、有効利用でその基金以上の部分をとといいますか、今5億円ですね、有効活用しようということで再編の基金条例を出させていただいたということでご理解願いたいと思います。

以上です。

#### 7番（市濱等）

指定管理については誰が。

#### 議長（河田信彰）

企画財政課長 蔭田大介君。

#### 企画財政課長（蔭田大介）

先ほどの指定管理の基準ということでありましょうか。

指定管理委員会というところに諮ったということですが、条例で能登町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例というものがござい。その中の指定管理者の指定であります。もちろん指定管理者は今、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければいけないということがその条文にも書いてあります。

その中で、第4条であります。町長は、指定管理者の公募を選定するとき、選定委員会の意見を聴かなければならないということであり。性質上、必要がないと認める場合にはこの限りではないと、選定委員会の意見は取らなくていいというようなこと。具体的に言いますと、集会所とか町

内会で今までそのままやっているようなところは選定委員会の中で審議対象にはしなくてもよろしいですよというものもございます。

中には、その中に、第5条であります、指定管理者の候補者の選定の特例というものがございます。その第3号であります、管理実績を高く評価でき継続して管理を行うことが適性と判断される場合、そういう場合があるということと、それから、公募を行うことが、先ほどの集会所もそうですけれども、性質上、不向きと判断される場合も指定管理者として選定することができるという内容であります。

といいまして、今現在、選定内容につきましては、前と継続性がありまして、先ほど言いましたいろいろな施設につきましては、審議会の中で、町長提案理由にありますとおり、その理由でいいのではないかという意見がされております。この条例に基づいて審議しているということでご理解いただきたいと思えます。

以上であります。

#### 議長（河田信彰）

7番 市濱等君。

#### 7番（市濱等）

この100号の基金条例の件であります、この議会に、一般会計の中にもう組み込んで議案として出てしまっておりますわね。これは、議会の賛否もはっきりしていないのに、なぜここにもう予算として上がってくるのか、私とすれば本末転倒でないかなというふうに考えています。議会の軽視が行われているというふうな考え方になるなというふうに思います。とにかく承認されてから慌てることなく、しっかりとこの件についてはやっていただきたいかなというふうに思っております。

それから、公の施設の管理については、これは一般質問でしっかりとお尋ねしたいなと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

ありがとうございました。

#### 議長（河田信彰）

ほかに質疑ありませんか。

3番 馬場等君。

#### 3番（馬場等）

すみません、1点だけ。今の市濱議員の100号、基金の組み替えになるん

ですかね、特定目的基金を廃止して公共施設等総合管理基金ですか、のほうに  
するということなんですけれども、ちょっとお尋ねします。

この能登町庁舎建設基金、それから総合保健センター建設基金、それから生  
涯学習施設整備基金、この金額全て公共施設等総合管理基金のほうに組み替え  
るのでしょうか。

### 議長（河田信彰）

企画財政課長 蔭田大介君。

### 企画財政課長（蔭田大介）

ご質問にお答えいたします。

それでは、ちょっとあれなんですけれども、予算書をお開きいただけますか。  
資料ナンバー1の別冊の一般会計の補正予算書です。今、基金の統廃合の関係  
で基金の部分のところの説明を、少し予算書を通して説明させていただきます。

ページで言いますと12ページをお願いいたします。

12ページの18款2項、そこで、目で言いますと12目庁舎建設基金繰入  
金というジャンルがあります。その補正額は6億6,838万1,000円、  
その次に13目総合保健センター建設基金繰入金2,642万6,000円、  
その下、14目ではありますが、生涯学習施設整備基金繰入金1億5,035万  
6,000円と。この12から14目の部分が基金を取り崩す額となります。  
トータルでは、それで言いますと約8億5,000万近くになるかなと思いま  
すが、それぐらいが基金等潰れるような格好になります。

積むところで言いますと、14ページ、2款1項6目基金管理費、積立金、  
説明欄にあります。公共施設等総合管理基金という5億円の数字であります。

先ほど、繰入れする部分の差額分になりますが、それはどうなるのかとい  
うお話かなと思います。それは同じページの12ページの基金繰入金の1目財政  
調整基金繰入金4億2,166万4,000円の減額となっています。これが  
全てではありませんが、その基金の剰余部分プラス5億を減らした残りの部分と、  
今回の補正で財源不足等の調整をした調整額が財政調整基金の三角のところ  
に調整されているということで、5億円プラス財政調整基金で調整されてい  
るとご理解願いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

以上です。

### 議長（河田信彰）

3番 馬場等君。

### 3番（馬場等）

ちょっと確認ですけれども、特定目的基金というのはその特定目的にしか使えないということで、それを廃止されて、早い話、一般財源のように使える基金のほうに積み上げたということですか。

### 議長（河田信彰）

企画財政課長 蔭田大介君。

### 企画財政課長（蔭田大介）

目的基金は、公共施設の整備基金ということで、具体的な保健センターとか生涯学習とかではなくて、その公共施設についても使えるということで、公共施設の目的の整備については同じ目的であろうかなと思います。公共施設全体、広く使いたいということで、基金を統合して目的は合わせてといいますか、その施設だけじゃなくて、公共施設の一つとして全てのものに使いたいということで統合させていただいたということでございます。

以上です。

### 3番（馬場等）

はい、分かりました。

### 議長（河田信彰）

ほかに質疑ありませんか。

11番 向峠茂人君。

### 11番（向峠茂人）

2款の総務費、第3項の戸籍住民基本台帳費として、今回、補正で508万3,000円予算化していますが、この個人番号カード交付事業なんですけれども、全国的に見ても3割前後の普及率かと聞いています。

当町においてどれぐらいの交付事業、何割ぐらい交付されているのか。

また、この交付事業が伸び悩んでいるその原因はどこにあるのか。

そしてまた、聞くところによると町職員は全部個人番号カードを所有しているというのは、これ事実なのか。

この3点だけご答弁いただきたいと思います。

### 議長（河田信彰）

住民課長 橋本直博君。

**住民課長（橋本直博）**

お答えいたします。

まず最初ですけれども、1つ目が交付数でございますが、10月末現在ですが、能登町では累計といたしまして2,884件の交付がございます。率にいたしまして17.4%、人口との比率でございます。

あとそれから、伸び悩みというふうなこともお話ありましたけれども、一つに、申し上げますと、高齢化の自治体でございますので、あまりマイナンバーカードの活用の認識がまだ一つ薄いのかなというようなことは思われます。

あとは3つ目ですか、職員のカードの保有数でございますけれども、これにつきましては全員までではございません。

以上です。

**議長（河田信彰）**

よろしいですか。

3つ聞いたね。

**11番（向峠茂人）**

いいです。

**議長（河田信彰）**

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（河田信彰）**

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

**常任委員会付託**

**議長（河田信彰）**

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第92号から議案第117号までの26件については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。



これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長 (河田信彰)**

異議なしと認めます。

よって、議案第92号から議案第117号までの26件については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

**請願上程 (請願第3号)**

**議長 (河田信彰)**

次に、日程第31、請願第3号「町道松波恋路1号線から体験施設ラブロ恋路へのアクセス道路の拡幅について」を議題とします。

**趣旨説明**

**議長 (河田信彰)**

今期、定例会議において上程することとした請願は、お手元に配付してあります請願文書表のとおりであります。

請願について、紹介議員の趣旨説明を求めます。

7番 市濱 等君。

**7番 (市濱 等)**

請願第3号、「町道松波恋路1号線から体験施設ラブロ恋路へのアクセス道路の拡幅について」請願を説明させていただきます。

それでは、請願第3号、「町道松波恋路1号線から体験施設ラブロ恋路へのアクセス道路の拡幅について」の趣旨を申し上げます。

この請願は、町道松波恋路1号線からラブロ恋路に至る道路の拡幅を要望するものであります。理由といたしましては、ラブロ恋路は近年、宿泊者及び地元入浴者が増えており、当該道路の交通量も増加傾向にある。

しかしながら、当該道路は狭い上に、カーブもあることから見通しが悪く、マイクロバスや乗用車がすれ違う際に、大変危険な状態である。

この先、交通事故等が発生しないよう、道路及び入口付近の拡幅を要望するものであります。

詳細については配布の資料をご覧くださいまして、慎重なるご審議を賜りたいと存じますのでよろしく願いいたします。

以上であります。

**議長（河田信彰）**

請願の趣旨説明が終わりました。

### 常任委員会付託

**議長（河田信彰）**

お諮りします。

ただいま議題となっております請願第3号は、請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（河田信彰）**

異議なしと認めます。

よって、請願第3号は、請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

ただいま付託されました請願の審査結果については、今期、定例会議期間中に報告していただきますようお願いいたします。

### 休会決議

**議長（河田信彰）**

日程第32、「休会決議」を議題とします。

お諮りします。

委員会審査等のため、12月8日から13日までの6日間を休会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（河田信彰）**

異議なしと認めます。

よって、12月8日から13日までの6日間を休会とすることに決定いたしました。

次回は、12月14日午前10時から会議を開きます。

散 会

**議長（河田信彰）**

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

起立、礼、

お疲れ様でした。

散 会 (午前11時17分)

## 開 議（午前10時00分）

### 開 議

#### 議長（河田信彰）

ただいまの出席議員数は13人で、定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

あらかじめ本日の会議時間を延長しておきます。

### 一般質問

#### 議長（河田信彰）

日程第1 一般質問を行います。

一般質問の形式は一問一答方式とし、質問者の持ち時間は答弁の時間を含まず30分以内となっておりますので、よろしくお願いたします。また、質問の回数は質疑と同様に原則として一つの質問事項に対し3回までとなっておりますので、遵守されますようお願いいたします。なお、関連質問についても申合せ事項により原則として認められておりません。

それでは、通告順に発言を許します。

3番 馬場等君。

#### 3番（馬場等）

皆さん、おはようございます。

今回からiPadを使いたいと思いますので、うまいこといくかどうかちょっと分からないですけども頑張ってみます。

今年は、コロナで始まりコロナで終わろうとしています。改めてコロナウイルス感染症により亡くなった多くの方に謹んでお悔やみを申し上げるとともに、今なおコロナウイルス感染症と闘っておられる方々の一日も早い回復を心よりお祈りいたします。そして、命を守るために最前線で戦っておられる医療関係従事者の皆さん、コロナ禍の中で社会のインフラを支えるため日夜頑張っている多くの皆さんに心から感謝申し上げます。

コロナウイルス感染症は、いまだ収束の兆しも見えず、第3波の真ただ中にあります。私たちは、私たちができることをしっかりと守っていきたく思います。

それでは、通告に従い一般質問を始めます。

今回は、2年ぶりに財政についての質問をいたします。

能登町の将来の計画を立てる際に大事なことは、現在の財政状況の把握です。どんなによい計画を立てても、財源がないと実行できません。まずは能登町の財政規模について見てみたいと思います。

11月27日、県が発表した令和元年度普通会計決算の数字によると、能登町の歳出の規模は197億と県内の町の中では断トツで、市と比べてみても羽咋市、かほく市、野々市市よりも大きくなっています。皆さんも想像されると思いますが、大型施設らの増改築らによる投資的経費及び維持管理費が大きく関わっているものと思われます。

それで、具体的に何が他の町よりも大きいのか、財政の中身を見てみました。今回は、類似団体比較カードを参考にしました。

類似団体というのは、簡単に言えば、我が町と人口及び産業構造が似た状況にある団体のことです。能登町の類似団体比較カードには、人口1人当たりの決算の金額と、能登町が所属する類似団体の1人当たりの金額の平均値が並んで掲載されております。比較することによって能登町の財政状況が見えると思います。

平成30年度の類似団体比較カードで幾つかの特徴的な数字を挙げてみたいと思います。

まず歳入から見ると、自主財源である地方税が類似団体と比較すると類似団体の平均と比べ3割少なく、逆に、国からの財源である地方交付税と財源が足りないときに基金らを取り崩してつくる繰入金は3倍近く多い。さらに、建物の増改築などに使う地方債に至っては類似団体の5倍近くになっております。

次に歳出を見ると、ローンの支払いである公債費が類似団体の4倍で、普通建設事業費も4倍近い金額です。その反面、高齢者、児童、障害者らに対しての援助費である扶助費と基金への積立金が類似団体より少なくなっています。

財政規模が大きいので1人当たりの金額が大きいのは当然だとも思いません。

では歳入全体の構成比で見ると、地方税は類似団体の4割弱、地方交付税は1.6倍、繰入金は1.7倍で、歳出では、公債費が2.2倍、普通建設費も2倍となっております。

能登町は、積極的に公共施設らの増改築を行っているので財政規模が大きくなっているのは間違いありません。ここで問題なのは、積極的な増改築により地方債の残高が増えれば、その返済のため公債費の支払いが増えるということです。町は、公債費を将来の世代の負担をできるだけ軽くするため繰上償還分を上乗せして返しています。重要なことは、公債費の財源として一般財源が使われていることです。一般財源は、町独自の政策として使える自由度の高い財

源なので、公債費が増えるということは町民が希望する政策に回せる財源が減るということです。つまり、財政規模の大きいのは、能登町の財源の使い方が人より箱物の政策だったと言えると思います。すなわち新しい施設が増え便利になった反面、これからも多額の公債費を払い続けなければならないということです。

さて、今年度の一般会計の当初予算は、前年度比14.9%減の152億200万でしたが、12月の補正分を入れると約193億になります。昨年度の12月時期と変わりません。今年度も引き続き財政規模は大きいまです。

前回、平成30年12月の一般質問で、私は今回同様、財政規模の大きさについて指摘いたしました。そのときの町長の答弁としては、翌年の平成31年度当初予算の編成方針は、10年ぶりに各課局にマイナスシーリングを設定し事務事業の見直しを指示するとの返答でした。ところが翌年の一般会計予算では前年対比100%、決算では110%でした。後で聞きましたら、マイナスシーリングは義務的経費以外に行ったとのことでしたが、結果を見るとあまり効果がなかったように思います。

コロナウイルス感染症による税収の減少、合併算定替の終了による地方交付税の減少などを考慮すれば、少しでも財政規模縮小のため、来年度の予算において課や局によってはマイナスシーリングを行う必要があると思いますが、マイナスシーリングを来年度の予算で行う予定はありますか。お尋ねします。

### 議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

### 町長（持木一茂）

それでは、馬場議員のご質問に答弁させていただきますが、来年度予算編成におけるマイナスシーリングについてであります。議員おっしゃるとおり、当町の財政状況というのは、一時期の危機的状況を脱したとはいえ、厳しい状況であることに変わりはありません。近年の大型事業に伴います公債費の増のほか、合併算定替の終了や人口減少等による普通交付税の減少が見込まれる中、事務事業の見直しや、これまで以上の事業の選択と集中が必要という危機意識の下、令和元年度に10年ぶりのマイナスシーリングを設定し、令和3年度予算編成まで引き続き行っております。

令和3年度予算編成におきましては、義務的経費を除いた一般財源から1億円をシーリング目標として掲げ、各課の事業内容を考慮しながら要求限度額を設定しております。

また、遊休施設の解体をシーリング外とするほか、ウイズコロナ、アフター

コロナを見据えた新しい生活様式の確立など未来へつなげる事業や行政のデジタル化、そして今後の人口減少や職員数減を見据えた民間委託などについては、歳出特別枠といたしまして要求を可能としておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

### 議長（河田信彰）

3番 馬場等君。

### 3番（馬場等）

平成30年12月のマイナスシーリングのことをお答えいただきましたけれども、数字的に自分が見た数字とちょっと違っておりましたもので。特別枠でマイナスシーリングはそのときからやっておられるということなものですから、さらにひとつやっていただいて、できるだけ、全てにマイナスシーリングじゃなくて、今ほど町長がおっしゃったように必要なところに必要なお金を入れるような状態で、ひとつお願いいたします。

さらに、大型事業としては、有線放送の整備と新たなごみ焼却施設の整備がまだ残っていると思います。来年度以降も地方債の発行があり、財政の規模の縮小はなかなか難しいかなと思います。コロナウイルス感染症の影響による税収の減少とともに、今年度から既に始まっている合併算定替からの一本化に、さらに今年は5年に一度の国勢調査もあり、人口減少などが地方交付税を減少させる要因となっております。

そんな状況でも、次の世代のために地方債残高を減らさなければなりません。そのため、公債費の繰上償還のためにも減債基金の積立てや、いざというときのための財政調整基金等の積立てをしなければならないと思います。

そこでお聞きします。来年度以降の公債費の繰上償還及び基金の積立てについてはどのように考えているのか。また、計画があれば説明ください。

### 議長（河田信彰）

企画財政課長 蔭田大介君。

### 企画財政課長（蔭田大介）

私のほうからは、地方債残高と基金残高、来年度以降の繰上償還と基金の積立てについてご説明させていただきます。

一般会計の地方債残高につきましては、まず合併当初の288億8,000万円ございました。その後、新規借入れの抑制や繰上償還等によりまして、平成27年度決算では188億3,000万円まで減少いたしました。平成28年度

からは、消防庁舎をはじめ宇出津港鮮度保持施設、庁舎の建設等の大型事業の地方債発行によりまして増加傾向となりました。令和元年度決算では228億8,000万円となっております。平成29年度から繰上償還の規模を拡大いたしまして、地方債残高の抑制を図っているところでございます。

繰上償還の財源に財政調整基金や減債基金を活用したため、基金残高は4年間で約5割程度減少となっておりますが、当町では財政調整基金の適正規模を標準財政規模の約15%から20%と考えております。基金の規模の適正化を図りながら繰上償還により地方債残高の抑制を図っているものでございます。

令和3年度当初予算における繰上償還につきましては、令和2年度に引き続き実施していく予定でございますが、償還額につきましては今後の予算編成の過程において決定されるものでございますので、ご理解をお願いいたします。

また、今後の繰上償還の計画につきましては、令和5年度まで繰上償還を実施するという財政計画を立てております。財政状況を見ながら随時見直しを行っていくものでありますので、これもご理解をお願いいたします。

また、財政調整基金や減債基金の積立てにつきましては、新たに積み立てる計画はございませんが、今年度の決算剰余金につきましては、令和3年度に財政調整基金や減債基金に積み立てて今後の公債費償還の財源とする予定としております。また、特定目的基金につきましては、必要に応じて積み立てていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくをお願いいたします。

以上です。

### 議長（河田信彰）

3番 馬場等君。

### 3番（馬場等）

一時、地方債残高も減ったんですけれども、今課長が言われたとおり、平成28年ぐらいから、またいろんな施設、消防署をはじめ総合庁舎とか建設にかかって、地方債残高が増えております。先ほども言いましたが、あと、ごみ焼却場等の建設も控えております。そういった中で、どうしても基金残高の積立て及び繰上償還とか、そういうのをきちっと計画を立てて、ひとつよろしくをお願いいたします。

地方税が能登町のように少なく、地方交付税を確保することが財政運営上欠かせない能登町では、地方交付税の措置のある国が用意した政策方針に乗っかり、まちづくりを進めざるを得ない状況があり、そのように行ってきた結果が今の財政規模の大きい能登町だと思います。これからは、箱物から人への政策にかじを切り、身の丈に合った地域活性化の方法を考える必要があると思いま



す。

次の質問に移ります。

能登町の財政内容を見てきました。自主財源が類似団体と比べ少なく、地方交付税らの減少が続けば、将来世代に過度の負担をかけることとなります。持続可能な町として能登町を残していくためには、今行うべき大事なことは徹底した行政改革だと思います。

能登町は、平成17年度から21年度まで第1次能登町行政改革大綱を推進し、代表的な成果として、経済効果額が52億円、職員数は101人減少し、平成22年度から平成26年度までの第2次能登町行政改革大綱では、経済効果として16億円、職員数は42人減らしています。そして、終わったばかりの平成27年度から平成31年度、令和元年までの第3次行政改革大綱においては、当初の成果指標として経済効果9.7億円、職員の定員管理では普通会計職員数18名の削減を図り、職員数230人となっていますが、実績はどうか。評価は、どこでどのように行われたのか、お答えください。

#### 議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

#### 町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきますが、議員がおっしゃるように、第3次能登町行政改革大綱につきましては、組織機構の改革や事務事業の見直しのほか、サービス向上を図るため、平成27年度から令和元年度までの5年間を計画期間として取り組みさせていただきました。

第3次実績につきましては、成果指標9.7億円に対しまして、実績額は9.8億円となっております。また定員管理では、平成26年度の248名に対しまして、平成31年度の目標は230名の18名減が目標でありましたが、実績は240名の8名減となりました。この10名の差というのは、障害児保育の対応などのため保育士を増員したことや、本庁舎方式への移行に当たりまして、行政サービスの維持を図るため柳田、内浦両総合支所の人員を確保したものであります。

また、個々の事項についての評価につきましては、能登町行政改革推進本部といたしまして、町長である私が本部長、副町長及び教育長が副本部長、本部長として各所属長が構成し、実績評価しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

#### 議長（河田信彰）

3番 馬場等君。

### 3番（馬場等）

今ほど町長のほうから実績をお話しされました。実績について見ると、第1次、第2次、第3次行政改革と進むにつれて、経済効果額、削減人員とも行政改革の成果が下がっているように思われます。かなり下がっているように思います。果たしてこのままでは第4次能登町行政改革大綱の基本目標である持続可能な行政運営ができるのか、ちょっと心配です。

少し見方を変えて質問したいと思います。

能登町行政改革推進委員会についてお聞きします。

年2回行われている能登町行政改革推進委員会の会議録を3年間分、読ませていただきました。委員会メンバーの意見を読むと、病院改革では目標値がないのに評価でAやBがついたりしているのはおかしいとの意見や、内部だけではなく外部から税理士など数字に強い人も入れたほうがよいとの意見もありました。また評価については、ある委員から、最後に本部会で各課長の意見を聞いて決定しているとのことだが、外部であるこの推進委員会でも評価すべきではとの意見もありました。

私もそう思います。内部で数値目標を決め、内部で最終評価をしているのでは、この行革推進委員会の存在意義はどこにあるのでしょうか。今回の行革推進委員会のメンバーは、人員も少なく、公募による者もないようですが、行政改革推進委員会を第三者委員会として外部評価ができるメンバー構成にすべきだと思いますが、いかがですか。

また、行政改革委員会に評価の権限がないとすれば、町が委員会に求める役割は何ですか。組織構成と仕事内容、そして実績評価になぜ関わっていないのか、お答えください。

### 議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

### 町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきますが、能登町行政改革推進委員会につきましては、条例に基づき設置している組織であります。また、委員会の任務は、行政改革の推進に関する重要事項につきまして調査、審議することとなっております。

現在の委員の組織構成は、区長、商工団体、女性団体等のほか、公募によります委員として広報紙等で募集を行いました。応募がなかったことから現在

は7名で構成しております。また、委員会では、行政改革大綱の策定の際や、町で評価した推進事項についてご意見をいただき、それを今後の行政改革に反映できるよう取り組んでおります。

議員からご意見がありました委員会の役割ですが、行政改革に関する項目について調査、審議いただく機関として、おのおのの視点からご意見を求め、その意見を生かすため設置させていただいております。

また、委員会は、町の各種事業について外部評価する機関ではなく、行政改革の推進に関し幅広いご意見をいただく機関として設置しているものでありますので、ご理解いただきたいと思います。

### 議長（河田信彰）

3番 馬場等君。

### 3番（馬場等）

現在の第4次能登町行政改革大綱での行政改革推進委員会の構成は、今ほど町長がおっしゃられたとおり7名になっております。能登町行政改革推進委員会設置要綱の第3条の2項の6に、「前5号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの」とあります。能登町の行政改革は、能登町の存続につながると言ってもいいくらい重要なものであります。

あくまでも私の思いですが、町長の判断により議員からも行政改革推進委員会のメンバーを選んでいただければと思います。ぜひお考えください。

次に、12月7日の本会議冒頭、町長は、6月に起きた特別定額給付金詐欺事件に関して町民の皆さんへ謝罪されました。私も、被害者の気持ちを考えると二度とあってはならないことだと強く思います。町長は、その中で、「本件を踏まえ、窓口業務での本人確認を徹底し、行政事務の信頼回復に努める所存であります」と話されました。

第3次能登町行政改革評価実績の中に、平成28年度窓口サービスの向上の実績として、本人確認の手法を見直し、申請の簡素化を図ったとあります。これに対して評価は最高評価のA評価になっていますが、どう見直されたのか説明ください。

### 議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

### 町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきますが、第3次行政改革における窓口サービス

向上の取組といたしましては、町民が申請手続きしやすくなるよう、様式の見直しなど5点の取組を行いました。

その一つとして、議員質問の本人確認の手法の見直しということにつきましては、各種手続について国からの通知に基づきまして、有効期限内の運転免許証やマイナンバーカードなどの顔写真つきのものであれば1点、健康保険証や年金手帳などの顔写真がないものにつきましては2点を提示の上、申請書に押印いただく手法としておりましたが、署名された場合には押印を求めないことというふうに見直しさせていただきましたので、ご理解いただきたいと思います。

### 議長（河田信彰）

3番 馬場等君。

### 3番（馬場等）

見直しの申請の簡素化は、便利な反面、チェック機能が減ることでもあります。簡素化が新たな抜け道にならないように、今まで以上に職員の教育と窓口業務での本人確認の徹底をお願いいたします。

最後の質問になります。最後の質問というよりも、提案と言ったほうがいいのかもかもしれません。

ウィズコロナ時代の観光振興についてです。

11月25日に、のと里山空港活性化研修会があり、参加させていただきました。第2部のJTB金沢支店観光開発プロデューサー古川慎二さんの講演が強く印象に残りました。地域の取組としての事例の中で、2つの取組に興味を持ちました。一つはワーケーション、一つはマイクロツーリズムです。

今回は、マイクロツーリズムについてお聞きしたいと思います。

初めて聞く人もいるかもしれませんので、簡単に説明します。マイクロツーリズムとは、自宅から1時間の移動圏内の地元で観光する近距離旅行の形態のことです。特に自家用車による移動を中心とし、地域の魅力の再発見と地域経済への貢献を念頭に置いた旅行形態のことです。

講演の中で、神奈川県の実例が紹介されました。神奈川県内の8市町村での取組です。近隣の8市町村で、お互いの広報紙でお互いの観光スポットを紹介。各自治体のキャラクターが近隣市町村を紹介に出かけて、魅力を伝える動画を作成し公開しています。また、住民からの近場を楽しむ写真、動画を募集し、これらをつないだ動画を2021年3月に公開予定とのことでした。

私はこれを聞いたときに、この取組を奥能登2市2町でやってみれば面白いのではないかと思いました。難しいのは分かっておりますが、コロナ禍の下、

こういう状態の下、安全な奥能登の地元で旅行して地域経済に貢献する、近隣の魅力を再発見する、近隣の人たちとの交流を図るなど、奥能登にとってはびったりな取組だと思います。能登町だけでできる取組ではないと思います。

ウィズコロナ時代の取組として、将来を見据えた取組として、近隣市町と協議しながら導入する考えはございますか。お答えください。

### 議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

### 町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきますが、馬場議員がおっしゃるとおり、マイクロツーリズムは、コロナ禍における新たな旅の形として提唱されております。

奥能登の2市2町の周辺地域の住民に能登の観光や食事をより深く知ってもらい、魅力の再発見を促すことでリピーターの獲得にも期待ができると思います。関係人口、交流人口の拡大を目的とした広域的な観光誘客から、ウィズコロナ時代は広域的な移動が制限されることから、地元住民による消費への転換も図っていく必要があると思っております。

私たちが住む能登半島、特に奥能登の2市2町には、有名な観光地や旅館、名所等が幾つもあります。また、様々なイベントが開催されております。そのイベント情報は、奥能登2市2町の広報紙に平成19年から掲載しているところでもあります。

馬場議員が提唱されますマイクロツーリズムを強力に推奨していくには、まだまだ弱いと思いますので、奥能登2市2町の協力を得て地元での観光について検討し、域内循環による地域経済の活性化につなげたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

### 議長（河田信彰）

3番 馬場等君。

### 3番（馬場等）

奥能登2市2町で、もしやるようになれば、例えば、のっとりんが輪島の朝市を紹介したり、穴水のかきまつりや珠洲市の燈籠山祭りに参加したり、さらに可能ならば2市2町共通のプレミアム商品券や食事券なども発行できれば経済効果がさらに上がると思います。何より近隣の市町との交流に多大に寄与すると思います。ウィズコロナ時代の観光振興として、ぜひ実現に向かって取り組んでいただければと思います。

最後に、私の日頃感じていること、最近感じたことを一言だけ言って、終わります。

私が地域の課題などを職員の皆さんと話すことは何度かありました。その中で、よく職員の方が言われるのは、規則で決まっているので、そうしたいけどできないという言葉です。そこで止まってしまうのは、私のような民間の会社で顧客思考をたたき込まれた人間にはなかなか納得できないことです。そこで、次の言葉を紹介させていただき、私の一般質問を終わろうと思います。

次の言葉は、東京都足立区で財政課長や総務部長という経歴の持ち主で、大胆かつ戦略的な行財政改革を断行された定野司さんの言葉です。法令や規則についての考え方についてです。「私たちの仕事は、法令や規則を守るのではなく、法令や規則を使って、時には見直して地域の問題や課題を解決し、住民を守ることだ」。もう一回だけ繰り返します。「私たちの仕事は、法令や規則を守るのではなく、法令や規則を使って、時には見直して地域の問題や課題を解決し、住民を守ることだ」との言葉です。

以上で私の質問を終わります。

## 議長（河田信彰）

以上で、3番 馬場等君の一般質問を終わります。

それでは次に、1番 吉田義法君。

## 1番（吉田義法）

おはようございます。

早いもので、議員選挙に初当選してから2年がたちました。任期の半分が過ぎました。定例会には毎回一般質問をさせていただいており、今回で9回目となりますが、なかなか思うように伝え切れていないと反省しております。

一方、持木町長におかれましては4期目の16年目。能都町時代から数えますと6期20年以上となります。私はスポーツが好きなので大相撲で例えさせていただきますと、町長は横綱であります。それも大横綱の域に入られています。町長が横綱とすると、私はまだまだ未熟者であります。毎月報酬をいただいておりますので一応関取ということになります。十両2場所目の力士といったところでしょうか。

横綱以外の力士は、負けが込めば当然、番付を下げます。横綱は、負け越しても休場しても番付を下げることはありませんが、常に優勝に絡む成績を残す力がなければなりません。そして、そのプレッシャーに打ち勝つ気力がなくなれば自ら身を引かなければならない厳しい立場でもあります。横綱であつても十両であつても、日々精進しなければならぬのは町長をはじめ執行部の皆さま

ん、私たち議員も同じだと言えます。

それでは、十両力士が質問しますので、大横綱の町長はしっかりと受け止めてください。

通告のとおり2点質問します。

最初に、町有遊休施設の処分状況について質問します。

少子・高齢化により人口減少がさらに進むことが予測されている中、施設の維持管理や改修、改築費用などの負担軽減を図る必要があると考えます。

能登町においては、町民1人当たりの町有施設延べ床面積は、国や県の平均値や人口規模が同等の自治体と比較してどの程度でしょうか。3町村で合併したことを考えると平均値より広いことが予測できますが、合併のほかに町特有の事由はありますか。お答えください。

### 議長（河田信彰）

企画財政課長 蔭田大介君。

### 企画財政課長（蔭田大介）

私のほうからは、町民1人当たりの公共施設の延べ床面積についてご説明させていただきます。

平成30年度における県内市町との比較になりますが、当町では1人当たり11.79平方メートルとなっており、県の平均値4.74平方メートルから約2.5倍の数値であります。県内で最も高くなっております。

また、その主な要因であります。合併に伴うものとしたしましては、庁舎、支所の行政施設のほか、体育館など体育施設を多く保有していることが挙げられます。また、他市町では行政が必ずしも保有していないような施設で当町が保有している施設としたしまして、集会所や保育所、セレモニーホールなどがあります。そのほか小中学校につきましても小規模校が多い現状であり、延べ床面積が多い要因であると考えられます。

以上です。

### 議長（河田信彰）

1番 吉田義法君。

### 1番（吉田義法）

3町村で合併したのですから、3地区には用途が似通った施設があります。しかし、町が一つになったからといって、施設も全て一つずつにすることは難しいと考えます。しかし、できる限り減らしていかなければならないと考えま

す。当然、目標値や譲渡や解体など、減らすための計画があると思いますが、進捗状況をお聞かせください。

また、今年度と来年度、処分する施設があるようでしたらお答えください。

## 議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

## 町長（持木一茂）

それでは、吉田議員の質問に答弁させていただきます。

公共施設削減の目標値や計画の進捗状況ということではありますが、まず、公共施設に対する全国的な課題や国の方針について説明させていただきます。

高度成長期に多くの公共施設等が建設され、これらが大量に更新時期を迎えますが、地方公共団体の財政は依然として厳しい状況にあり、全てを更新し維持していくことができないこと。また、人口減少等によりまして今後の公共施設等の利用状況が変化していくこと。そして、市町村合併後の施設全体の最適化を図る必要があることなどの課題を背景に、各地方公共団体が公共施設等の全体を把握し、長期的な視点に立って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うため、総務省は平成26年に全国の自治体に対しまして、公共施設等総合管理計画の策定を要請いたしました。

この要請を受けまして、当町でも平成28年度に能登町公共施設等総合管理計画を策定しております。10年後の令和8年度までに公共施設等の延べ床面積を20%、約4万平方メートル削減する目標を設定いたしております。

総合管理計画の進捗状況ではありますが、遊休施設の解体については順次進めているものの、新庁舎、総合支所やイカの駅など新たな公共施設の建設も重なっているため、施設面積は増加している状況であります。

総務省では、公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設ごとの対応方針を定める計画として、個別施設計画の策定と、そして公共施設等総合管理計画の見直しを要請しており、当町では今年度、個別施設計画策定に向けて、全課長を委員とした能登町公共施設個別施設計画策定委員会を設置し、個別施設ごとに維持管理、更新等に係る対策を検討しております。また、来年度には、個別施設計画を踏まえて公共施設等総合管理計画の見直しを実施する予定にしております。

今年度と来年度に処分する施設ではありますが、今年度は旧能都庁舎、旧内浦クリーンセンター、旧神野小学校、旧当目小学校プールを解体するほか、福光堆肥センターと農林水産物加工開発センターを売却いたします。来年度は、山せみ荘、旧鶴川小学校、旧小間生公民館を解体する予定としておりますので、



ご理解いただきたいと思ひます。

### 議長（河田信彰）

1 番 吉田義法君。

### 1 番（吉田義法）

全国平均に比べて、かなりたくさん面積を有しているということが分かりました。

現在、能登町においては、遊休施設は幾つありますでしょうか。

また、漆原浄水場は遊休施設でしょうか。たしか合併後、宇出津地区の水は矢波浄水場で賄うことができることや、漆原浄水場は、飲料水を浄水している施設にもかかわらず常駐者がいないのは不適切だとし、休止したと記憶しております。漆原浄水場は住宅街にあります、周りの柵はさびでぼろぼろになっており、防犯上、安全上、景観上よくありませんので、必要ないのであれば速やかに解体するべきと考えます。

お答えください。

### 議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

### 町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきますが、まず遊休施設に関しましては、はっきりした数字は分かりませんが、約40ぐらいあるというふうにご理解いただきたいというふうに思っております。

そして、漆原浄水場というのは、昭和49年に開設されまして、宇出津地区の一部地域に水道水を供給してききました。しかしながら、平成19年に矢波浄水場からの供給で補えるようになりましたので、浄水場施設としては休止状態となっていて、現在は水質監視のための機器を設置し運用しております。

休止状態になってから13年たっており、現在は職員による見回り時の目視点検による管理を行っていますが、ご指摘のとおり柵やフェンスなどは経年によるさびや欠落が目立ってきております。

浄水場の廃止についてですが、国及び県に変更等の手続をし、現在の設備を移設なりすれば、多少時間はかかるかと思ひますが廃止にすることができます。ただ、敷地内には現在も城山配水池に配水している管があります。配水管の移設を含めた撤去工事等で多額の工事費がかかるとの試算が出ております。

今後につきましては、漆原浄水場本体及び敷地については、跡地利用等も考

慮の上、検討していければというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

## 議長（河田信彰）

1 番 吉田義法君。

### 1 番（吉田義法）

先ほど説明がありましたとおり、昨年から今年にかけて能登町役場や内浦、柳田総合支所、イカの駅つくモールなどが新築された。ここ数年、能登町は建設ラッシュが続いています。真新しい建物はきれいで目につきますが、建てることは華やかで、事業そのものが功績のようにたたえられることがあります。今後は既存施設の民間への譲渡や解体など減らすことも考えていかなければなりません。解体においては、新築同様に多くの費用がかかり容易ではありませんが、未来に負の財産を残してはいけません。このことにおいても、しっかりと計画を立て進めていただきたいというふうに思ひます。

次の質問に移ります。

中学校の再編について質問します。

近年は著しい少子化により生徒数が減少しているに当たり、中学校の再編を図り、少人数学級、特に小規模校の弊害を改善すべきと考えます。

この問題については、昨年、令和元年6月と12月の定例会議にも質問しており、3回目となりますが、いまだに前向きな取組がされていないことと、私の経験上から、小規模校のデメリットはメリットを上回り、生徒の選択肢を奪い、経験を狭めているとした考えから、再度質問します。

少人数学級での学習面でのメリットは、生徒の個性や特性に応じた教育活動がしやすく、個々の能力や適性を伸ばしていきやすいことが挙げられます。生活面では、互いの関係を深めやすいといったメリットがあります。

能登町の4つの中学校は、能都中学校が全学年2学級ですが、そのほかの中学校は単学級、全ての中学校が30人以下の学級のため、いずれも少人数学級で、メリットについてはほぼ同じだと考えます。

問題は、全学年1学級の松波、柳田、小木などの小規模校です。小規模校のデメリットを見ると、学習面では体育や音楽など集団としての学習そのものの成立が困難なことや、運動会や部活動など集団活動の活性化が難しいことなどがあります。また生活面では、学級の編制替えがないと学級のルールや価値観が固定化され、多様な物の見方や考え方を学ぶこと、新しいルールや人間関係をつくり上げようとする機会が少なくなります。また、人間関係が固定化されると、問題が発生したとき、学級の編制がないので問題解消が難しいなどが挙

げられます。

まだ松波や柳田の両中学校では、20人以上の学年もありますので、多少のデメリットは軽減されると考えますが、小木中学校に関しては、各学年10人前後の年が続きます。現在の2年生に至っては2人です。

このことを踏まえて、能登町小中学校適正配置方針から見て、中学校の現状は適正と考えられるでしょうか。教育長の考えをお聞かせください。

### 議長（河田信彰）

教育長 中口憲治君。

### 教育長（中口憲治）

それでは、私のほうからお答えしたいと思います。

能登町立小中学校適正配置基本方針及び実施計画では、中学校の適正規模の方針としまして、能登町における適正規模の確保、また、仲間と一緒に協力し活動できるなど、中学校の教育活動に制約が生じず、複数の部活動から自分の希望する部を選択できる規模を目指すとなっております。

適正配置には、中学校の地域性について言及されております。通学時間がおおむね1時間となる旧3町村を基本としまして、その地域単位で能登町における適正規模を目指すとなっております、適正規模は1学年20人以上となっております。

現在、地域性については、遠隔地においてはスクールバスによる通学を行っており、適正であります。また、適正規模については、能登町にある中学校15クラス中20人以上の学級が9クラスあり、過半数を超えているものの、能登町として適正規模が十分であるという現状とは断言できないと思っております。

ただ、吉田議員の言われるとおり、やはり子供たちの人数が少ないと、1クラスでありますと、いろんなデメリットが数多く現在でも出ております。しかしながら、現状では、適正とは言えませんが、今のところこれ以上のことはできないと思っております。

以上であります。

### 議長（河田信彰）

1番 吉田義法君。

### 1番（吉田義法）

苦しい説明だったんじゃないかなというふうに思います。適正ではないのに、

それ以上触られないというか。

先ほども説明しましたが、能都中学校以外の中学校では全学年1学級で、松波中学校の全生徒数は60人です。柳田中学校は52人です。ちなみに平成26年、鶴川中学校が能都中学校に統合されましたが、前年の平成25年の鶴川中学校の生徒数は40人。このことを考えると、松波や柳田の両中学校においても統合をそろそろ考えていかなければならない時期に入っていると考えます。

小木中学校は現在25人です。2年生が極端に少ないためもありますが、今後も30人前後しか生徒がいないため、統合が望ましいと考えます。生徒が少なくなった中学校から順次、能都中学校へ統合するべきだと私は考えます。

このことは、去年の12月定例会議でも申し上げました。そのとき町長は、学校は児童生徒のために設置されている。学校統合の適否の検討は、児童生徒の教育条件の改善の視点から考えなければならない。少子化はさらに進むと予想されるので、統廃合は避けては通れない道だ。スムーズな統合には、生徒や学校間の交流など時間をかけることも大切だと言われました。

統廃合を進めるための具体的な考えや計画、現在に至っている事業はありますか。また、統廃合をするべきではないと考えが変わったのであれば、統廃合しないほうが子供たちにとってよいという理由を、そして現在の中学校の配置を維持していくための計画を示してください。

### 議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

### 町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきますが、私は、統廃合というのは避けては通れないという考えは変わっておりません。ただ、今現在、統廃合を進めるための具体的な計画、事業はあるかというご質問ですが、現在のところないと言えようがございません。

統廃合というのは、能登町の将来を担う子供たちがよりよい教育条件、教育環境の下で教育を受けることを基本にしまして、地域における学校の役割も十分に考慮した一定規模の集団による教育環境の整備を図ることが大切だと思っております。また、学校というのは、やはり地域のシンボルでもあり、地域の人々と触れ合う中で、地域の将来を担う人材へと成長していく児童生徒の姿が見られます。

統廃合については、少人数の弊害だけでなく、少人数ならではのよさにも目を向けなければならないと思っております。これからの時代に求められる教育内容等も十分に勘案しつつ、保護者や、そして地域住民の皆さんとも共通理解

を図りながら、総合的な観点から再検討することも必要であるというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

## 議長（河田信彰）

1 番 吉田義法君。

### 1 番（吉田義法）

3 回目ですけれども、あまり答弁の内容が変わらないので残念だなということを思います。

私は、小学校も中学校も今すぐ統合し1校にしてしまうことを訴えているわけではありません。

小学生においては、体力的、精神的にも男女差が小さく、ある程度は少人数となっても学習や生活に支障がないと考えていますので、できる限り現状を維持し、地区の子供たちが通学しやすい環境を整えておくことが望ましいと考えます。

しかし中学生においては、少人数では男子、女子の心身の発達に応じた教育が十分に取れないと考えます。よって、生徒数が少なくなった中学校から順次、能都中学校に統合することが望ましいと考えています。

小木中学校の生徒数の内訳ですが、3年生が男子4人、女子8人、合計12人。2年生が男子のみの2人。1年生が男子5人、女子6人で11人。全校生徒数が25人であり、既に統合の時期が来ていると考えます。この数字は今年度9月現在の数字ですので、違っているかも分かりません。

そのため、小中学校に入学するであろう小木小学校の児童の保護者はどのように考えておられるのか。そして、小木地区の子供たちがよりよい中学生活を送れる環境づくりの参考となることを願い、昨年アンケート調査を実施しました。今日も皆さんの手元に配付させていただいておりますけれども、その結果を見てどのように思われましたか。

また、昨年の6月定例会議で質問した際、町長は、保護者や地域の方から統合の要望があれば、直ちに検討委員会を立ち上げ、準備に取りかかると回答されました。そのため私は、アンケート調査の結果を保護者の声として昨年の12月定例会議一般質問の際に提出しました。本日も提出しております。

質問は、全10項目。昨年の小木小学校の児童数は69人。保護者が54人。全児童数分を配付したため回収枚数は62枚となり、正確な回答率ではありませんが、90%から限りなく100%に近い保護者の回答を得たと思っております。

その中で、小木中学校の存続についての質問についてですけれども、3択で、

1番「存続してほしい」が24人いました。辛うじて一番多かったですが、2番の「統廃合はやむを得ない」には23人、3番の「統合してほしい」が18人となりました。複数に回答した人がいるので回収枚数と回答数が一致しませんが、2番「統廃合はやむを得ない」と3番「統合してほしい」と回答した方を合わせると約3分の2を占めております。

これだけの回答率、回答を得たものを提出したにもかかわらず、検討委員会は開かれていませんよね。それとは別に、何か協議する場などを設けていただきましたでしょうか。町長、お答えください。

#### 議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

#### 町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきますが、現在、小木中学校の統廃合については、検討委員会や協議する場などは設けておりません。

#### 議長（河田信彰）

1番 吉田義法君。

#### 1番（吉田義法）

あまりにもあっさりした回答で、びっくりしました。

町民の声を無視しているように私は思います。町長も教育長も、自分の耳に入っていなかったら、そういう声が聞こえてなかったら、誰もそういうふうには思っていないんだと思っているかも分かりませんが、何もやってくれないねと町民は言っていますよ。思っていますよ。耳に入らなければ何も誰も思っていない、これで満足しているんだと思っているようでしたら、裸の王様ですよ。優しい言葉ばかりですと伝わらないかと思ひまして、少しきつめに言わせていただきました。ご了承願います。

アンケート調査には、今年の小木小学校の1年生の保護者の方にも答えていただきましたので、その結果も配付させていただいております。昨年ほどではありませんが、統合を望む方がいたことを申し添えます。

今までの回答、前回の回答を踏まえて、少し話をさせていただきたいというふうに思います。

鵜川中学校は、平成26年に能都中学校に統合しました。その前年の平成25年の鵜川中学校の生徒数は40人でした。現在の小木中学校の生徒数は25人です。統合した鵜川中学校の生徒数をはるかに下回っています。また、能登

町小中学校適正配置基本方針と実施計画では、小木中学校の統合は平成26年度以降に実施すると定めてありますが、いまだに統合されていません。

このことについて、鵜川校区の方はどのように考えておられるでしょうか。鵜川校区の方の気持ちを考えたことがありますか。当然、不公平に思われているでしょう。町民の皆さんには、できる限り不公平感を与えるようなことは避けなければなりません。昨年の12月定例会議でも述べましたが、保育所を年度当初の児童数が10人未満となる場合、閉所してきたように、中学校においても統廃合を考える際の基準となる1学年当たりや全校の生徒数を定めることを提案します。

また、先ほど少人数学級のメリットとして、学習面で個々の能力や適性を伸ばしていきやすいことや、デメリットでは運動会や部活動など集団活動の活性化が難しいことなどを挙げましたが、一番大事なことは、多くの人と関わり、価値観の違いを学び、人間関係の構築方法を学ぶこと。いわゆるコミュニケーション能力を身につけることが大事だと考えます。そのことは、できるだけ年齢が若いうちから経験しておくことが個人の間人形成に大きく影響すると考えます。

このことから、再度、生徒数が少なくなった中学校から順次、能都中学校へ統合すること。小木中学校はかなり小規模校であるため早急に統合することを提言します。

小木地区の住民の皆さんからすると、ほとんどの方は小木中学校が存続してほしいと考えていると思います。学校がある地区なら、どの地区の方も同じだと思います。

私の集落も小さい集落でしたが、国重分校という松波小学校の分校がありました。前身は国重小学校で、閉校して40年以上がたちますが、歴史は100年以上もありましたので、閉校したときには集落の方は寂しかったと思います。

学校がなくなると地域が寂しくなる。だから学校を残してほしいと言われる方がいます。その中には、生徒がいない家庭の方も多くいます。気持ちは分かりますが、私は無責任だと思います。1学年5人になっても1人になっても、それがたとえ自分の子供でもそう思いますか。絶対にそんなことはないというふうに思います。

学校が地域からなくなっても町内の学校に通っているわけですから、夕方には子供たちは帰ってきます。よそへ行ってしまいうわけではありません。小木地区では、小学生の頃から地区の基幹産業であるイカ釣り漁のことや地区の歴史、自然などを学び、お祭りなどの伝統行事にも参加できる環境が整っています。その上で統合し大人数の中で学ぶことは、子供たち個人にとってはもちろんのこと、成長し大人になったときには必ず小木地区にとってもさらによい人材と

なることを信じています。

ある学校長は、私に言われました。小木中学校の統合については、地区住民に説明したり意見を聞いていたりする場合ではない。もうそんなことをしている場合ではない。町が主導し統合するべきだと言われました。これは学校教育のプロの言葉です。私もこの学校長と同じで、誰に何を言われようと、確固たる信念を持ち町主導で統合を進めるべきだと考えます。

地理的に統合できない環境なら、生徒が一人になっても存続させなければなりません。もし生徒が一人もいなくなったとしても閉校にはできません。しかし、小木地区は離島ではありません。自動車でも僅か20分程度で通える学校があります。

以前の質問でも話しましたが、私は小学校の4年生まで同学年が2人、全校生徒が最多のときで6人。最終年は3人の学校で学びました。5年生からは宇出津小学校へ通いました。いきなり同学年が100人ほどのところへ入るので、不安でした。よくあることですが、最初は嫌な思いもしました。これが高校生からであったとしたら、うまくなじむことができたか自信がありません。大人になれば、なお難しくなるというふうに思います。大人数の中で学んだことは楽しかったですし、私にとっては、あの経験はプラスでしかありません。

町長、1学年2人の国重分校と1学年170人の能都中学校で学んだ経験があり、地区の学校が閉校するのを見てきた私の意見をどうぞ聞き入れてください。

議長、通告書のとおり私の質問は終わっておりますが、中学校の統合については昨年から数えて3回目。しかし町は、毎回、検討するなど一見前向きに考え協議するような答弁を行っておりますが、実際には何もしておりません。今日も同じような答弁でした。最後にもう一度、簡単な質問をさせていただければと思いますが、許可していただきたいと思っております。

**議長（河田信彰）**

許可します。

**1番（吉田義法）**

ありがとうございます。

今年度中に中学校の統合に関する検討委員会の開催を求めます。開催するかしないか、町長にははっきり答えていただきたいと思っております。

**議長（河田信彰）**



町長 持木一茂君。

**町長（持木一茂）**

それでは答弁させていただきますが、アンケートを見ましても地域事情や様々な意見がある一方で、今後も少子化というのはさらに進むと予想されますので、統廃合というのは避けては通れない道だということだけお答えさせていただきますと思います。

**議長（河田信彰）**

1番 吉田義法君。

**1番（吉田義法）**

残念な答えでありますね。配置は適正ではないし、統廃合も避けては通れない。でも話はしない。それじゃ話にならないと思います。何度も同じことを私は言いたくありませんけれども、これじゃ、また質問せざるを得ません。

今日はこれで終わります。

**議長（河田信彰）**

以上で、1番 吉田義法君の一般質問を終わります。

休 憩

**議長（河田信彰）**

ここでしばらく休憩いたします。再開は11時30分といたしますので、よろしく願いいたします。（午前11時19分）

再 開

**議長（河田信彰）**

休憩前に引き続き会議を開きます。（午前11時30分再開）

4番 田端雄市君。

**4番（田端雄市）**

公明党の田端雄市でございます。

新型コロナウイルスの感染のほうは、ここへ来てまたさらに感染拡大につながっておりまして、大変心配しているところでございます。これからは町民に

おかれましては、どうか正しく恐れることを基本にして、いま一重厳格に感染防止を努めていきたいと、このように考えておりますので、どうかよろしくお願いたします。

本日は3点の質問をいたしたいと思ひます。

まず1点目ですが、町のデジタル化の取組についての質問をいたします。この質問は一括質問といたしますので、最後にまとめて答弁をお願いしたいと思います。

9月に発足した菅内閣の目玉政策の一つが、デジタル庁を創設して、行政のデジタル化をはじめ社会のデジタル化を推し進める変革であります。菅総理は所信表明演説で、役所に行かずともあらゆる手続ができる、地方に暮らしていてもテレワークで都会と同じ仕事ができる、都会と同様の医療や教育が受けられる社会をデジタル化で実現すると語りました。

新型コロナ禍で露呈した行政手続の遅さなどに対応するもので、1人当たり10万円の特別定額給付金では、国と地方のシステム連携が不整合でうまくいかない原因になり、さらに各自治体が振込口座を確認する作業に多大な時間を要したことなどで、給付が立ち遅れる一因となったことは記憶に新しいところであります。

ICTやデータの活用は先進諸国に大きく水をあけられていて、特に遅れが目立つのは行政のデジタル化だと指摘されています。パソコンやスマートフォンなどからオンラインで完結できる行政手続は、全国平均で僅か7%程度との報道もあります。

そこで質問の1点目ですが、行政が進めるデジタル社会と私たち生活者のメリットについて、そのイメージを描けるようご説明をいただきたいと思ひます。

当町においても、国に歩調を合わせて行政手続のオンライン化の推進と今後さらなるデジタル化への取組は当然として、大事なことは今からでも取り組める可能な限りのオンライン化を進めるべきだと主張します。国の主導する本格的なトランスフォーメーションを待つて、システムを統一、標準化されてから、その後我が町の対応を検討しようというのではなく、住民サービスの向上、行政の効率化のため、現状の制度、システムを活用して、できることから先んじて実行することが重要だと考えます。

具体的に質問をいたします。

町長及び町当局は当然ご承知されていることと思ひますが、今からすぐにも実現可能な行政手続のオンライン化、それはマイナンバーカードを活用したマイナポータル・ぴったりサービスのフル活用です。これには自治体レベルで新たなシステム構築などの必要はありません。菅政権も、行政のデジタル化を進める重要な手段としてマイナンバーカードの活用を重視し、普及促進に向け

て健康保険証や運転免許証など個人を識別する規格の統合を目指しているところでもあります。このぴったりサービスは、各自治体の手続検索と電子申請機能を可能とするもので、災害時の罹災証明書の発行申請から、子育ての関連では児童手当などの受給資格の認定申請、保育施設等の利用申込み、妊娠の届出などなど、幅広い行政手続をパソコンやスマホから申請できることとなっております。

そこで2番目の質問ですが、我が町においては、このマイナポータル・ぴったりサービスにあるメニューの中から何と何を既に活用し、また今後、追加を検討している項目があるのですか。具体的に示していただきたいと思います。

内閣官房IT総合戦略室、番号制度推進室によると、ぴったりサービスの中で、児童手当、保育、ひとり親支援、母子保健など、子育てワンストップサービスの電子申請対応状況は、今年6月末現在で950の地方公共団体が実施済みで全体の75.3%とのことですが、介護ワンストップサービスの対応状況は、同じ時点で83の地方公共団体9.6%。また、被災者支援ワンストップサービスだと、33の団体で2.2%にとどまっているとのことでもあります。

そこで質問の3点目ですが、町長、我が町はなぜ積極的にマイナポータル・ぴったりサービスを活用できていないのか。進んでいるという認識を私は持っておりません。そういう意味では遅れているのか。その理由を明確にするとともに、今後の取組方針を聞かせてください。

ほかの自治体では、この内閣室のマイナポータル・ぴったりサービスを使ってデジタル化を進めているところがあります。今回紹介しました内閣室の資料でも、新潟県の三条市の事例が紹介されております。国の指定する手続が15あるのに対して、新潟県三条市は、またさらにそれを9件ですかね、加えて進めているという話も出ております。どうか我が町においてもこれをしっかりと進めていくために、今回質問いたしますので、答弁をよろしく願いいたします。

## 議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

## 町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきますが、田端議員ご質問のとおり、菅総理は所信表明演説で、役所に行かずともあらゆる手続ができる、地方に暮らしていてもテレワークで都会と同じ仕事ができる、都会と同様の医療や教育が受けられる、こうした社会を実現しますと語りました。

そこで、私が考えるデジタル社会のイメージということなんですが、まず、

我々当町のような地方にいても、都市部と同じように情報通信サービスが利用できる社会。次に、その情報通信サービスを利用して、行政手続をはじめ日常生活、教育、防災、医療、産業など、あらゆる面において住民が利便性を享受できる社会。そして、それらがスマートフォンやタブレット、パソコンなど情報処理端末機で利用できる社会であると考えております。

それは、高度情報通信網と通信機器を利用し、住民が豊かに便利に安心して生活できる社会ということになります。そのためには、安心・安全な情報通信基盤が必要であります。

当町におきましては、平成30年度から本年度までの3か年にわたり有線放送施設の再整備に取り組み、来る社会のデジタル化を見据え、高度通信環境を整備してまいりました。この整備した通信環境基盤を利用し、スマートフォンやタブレット、パソコン等の情報処理端末機を利用し、役場に行かなくとも行政手続を行うことができるほか、オンラインにて面談などコミュニケーションや業務、防災、医療、産業、テレワーク業務など多岐にわたりデジタル社会を進めることができると考えております。

そして、議員のおっしゃるぴったりサービスにつきましては、政府が運営するオンラインサービスで、子育てに係る手続をはじめとして申請や届出を同じく政府が運営しておりますマイナポータルを通じて行うことができるサービスであります。

当町におきましては、児童手当の受給資格認定の請求や児童手当に関する6項目と妊娠の届出の計7項目につきまして、オンラインで行うことができます。また、介護や罹災証明などの申請につきましては、町民の皆様から来庁され相談を受けた際に申請や届出をしていただくことが多いことから、導入は見合わせているところではありますが、今後、行政手続のデジタル化を進めるため、他の申請についても検討していきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

そして、このぴったりサービスの活用につきましては、まず、ぴったりサービスで申請や届出をするためには、マイナンバーカードの取得が必要となります。当町では、11月末では町全体で17.6%、約3,000の方がマイナンバーカードを取得されております。

また、マイナンバーカードを取得したとしても、パソコンやスマートフォンでマイナポータルに登録する必要があります。そのため、マイナンバーカードの取得、マイナポータルの登録のほか、オンライン申請の内容が複雑であることもなかなか活用できていない一つの要因ではないかというふうにも思っております。

当町といたしましては、令和3年3月頃からマイナンバーカードが健康保険

証として利用可能となることに合わせ、マイナンバーカードを取得していただくよう、また、ぴったりサービスにつきましても広報紙やホームページなど各媒体を通じて周知してまいりたいと思っております。

また、マイナポータル登録につきましても、庁舎窓口で登録の支援を行っておりますので、ご利用いただきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

## 議長（河田信彰）

4番 田端雄市君。

### 4番（田端雄市）

いろいろ説明いただきまして、なかなか私ら知らないところで町のほうも進めているなということも知ることができました。

そんな中でも、現在、一番基本のマイナンバーカードが17.6%、3,000人に広がっているということですが、しっかりこれをもう一つ強力に進めていただきたいと思っております。メリットはたくさんあるんだと。今ほど説明された話の中で、これからの町民の生活の中で、いろんな形で関わっていくことができる、より向上させることができるということですので、しっかりと周知のほうもよろしくお願ひしたいと思っております。

先日の報道で、金沢市が電子申請については100種類の申請を電子申請化の対象とすると、このような報道もありました。具体的な中身としてどんなものになってくるのかなということは分かりませんが、いずれにしてもたくさんあるんだと。私たちの生活に密着してくるものがあるんだということであれば、その周知もしっかりとお願ひしたいと思っております。

また事業を進めるに当たりましては、先ほど登録の支援もしていくという形で進めていくということでしたが、この登録支援につきましても、先般の報道で中能登町がデジタル活用支援員の推進事業を採択されて進めておりました。本年は全国11か所で試験的にデジタル活用支援員の推進事業をしているようですが、中能登町がそれを採択されて進めたということですので、しっかりとこういった制度も総務省としてやっているみたいなので、町としても登録支援をしっかりと、特に高齢者についてはなかなかスマホ、パソコンの使い方が分からないというところがあると思っておりますので、そこら辺をしっかりと配慮していただいて、デジタル化をさらに積極的に進めていただきたいと、こう思っております。

菅内閣の話では、まずは政府職員からしっかりとマイナンバーカードを作らせて進めるという、かなり強力な話もございました。町の職員の方も、まず私

らからという思いでこれを進めていただきたい、このように思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは2点目の質問に入ります。

2点目は、町内施設に高齢者などのシルバー割引を設定していただきということでございます。

先日、町民から、高齢者のスポーツ活動の支援をしてもらいたいとお話がありました。具体的には、WAVEのとヘテニスをしによく出かけるが、シルバー割引など、経済的な負担を軽くし、利用しやすい施設にしてもらいたいとのことでありました。続けて言われるには、高齢者がスポーツに親しみ、体も鍛え、病院通いが少なくなれば、医療費の軽減にもつながるということでございました。

現在、町の公共施設にこうしたシルバー割引などというものが無いというふうに認識しておりますけれども、町として包括的にシルバー割引を設定したらいかがかと考えます。

町内には様々な施設があります。スポーツ施設だけでなく、美術館、展示館などなど、高齢者の方々は長年町に住みながら、知らない、行ったことが無いという場所はたくさんあるのではないのでしょうか。様々な興味を持っていただき、行動していただく。その流れの中で、食事をし、買物をする。そうした動きがあれば活性化へとつながっていくものと考えます。

我が町も65歳以上の高齢者がやがて半分になるかというところに来ています。この方々をどのように遇していくのか、町としても大きく捉え、考えていくべきであると思っております。

商工会長は常々、町の経済効果はまだまだ上げられるはずである。できるだけ町内での買物をするというふうにして言われております。それも大事な考えであります。町の活性化などを考える際、その資源をどこに求めていくかが外せない視点であります。高齢者も町の資源として位置づけるに十分に価値があると考えます。

私は、高齢者を次の価値を生み出す源となる町の資源だという視点と、その対応があれば、子育て世代より可処分所得の多い高齢者は、その経済効果も十分に発揮するのではないかと考えております。

改めて、町長にお尋ねします。高齢者は町の大事な資源だという視点で、シルバー割引などを町内施設に包括的に設定することをご検討いただきたいと考えております。答弁をお願いいたします。

## 議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

### 町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきますが、町内には、議員が言われるように、WAVEのとや、なごみのほか、美術館や記念館等の文化施設、九十九湾園地施設やふれあいの里施設等の観光施設、体育館や野球場等の体育施設等、多種多様な公共施設があります。現在は65歳以上の方に対する割引はありませんが、体育館につきましては、個人または団体で年間使用料による割引をやっておりますし、なごみにつきましても回数券や会員権の割引制度があります。また、各施設の使用料につきましては、施設ごとに定め、サービスを利用する方と利用しない方との負担の公平を図るため、サービスの性質により料金を設定しております。

議員から提案がありましたシルバー割引制度につきましては、一部の自治体でも取り入れていることは承知しております。65歳以上の皆様には、各種スポーツ活動や文化鑑賞など健康増進や文化に親しむ機会が増えるきっかけにもなるというふうに思いますが、身体に支障がある方や児童生徒の皆さんに対しても同じような環境づくりは必要でありますし、負担の公平性についても考えていく必要があるというふうにも思っております。

今回提案いただきました割引制度につきましては、町内外から平日の施設の利用が活発になることや、周辺の地域経済の活性化も期待され、メリットも多く、大変参考になると思っております。当町では多種多様な公共施設があることから、県内の状況や各施設の利用状況などを勘案いたしまして、適切な実施方法などについて各施設の所管課に検討させたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

### 議長（河田信彰）

4番 田端雄市君。

### 4番（田端雄市）

ありがとうございます。前向きな答弁をいただきました。

私は常々、町民がどのような思いで日々暮らしているか。これは町の雰囲気を決する大きな問題だと思っております。家庭でも楽しく団らんが重ねられているところは安心があり、明日への活力もある。一方、よどんだ食卓では食も進まず会話も進まない。暮らしの前進もないのではないか。このように思うところであります。

高齢者が人口の半分を占めるようになった。この方々が希望を持って生き生きと地域で生活する様子は、町を活性化させることは間違いない。このように

確信するものであります。

共生社会というのは、誰であれ互いに敬意を払いながら、それぞれの人格を高め合う、そういう社会であると私は考えています。5年先、10年先を見詰め、また、この問題についてはしっかりと対応していただきたい。このように思うものでございます。何とか、またさらに一步進めていただきたい、このように思います。

3点目の質問でございます。

不妊治療者の交通費の助成を求めるものであります。

菅新政権の取り組む政策に、不妊治療の保険適用があります。これは、公明党が1998年に政策として不妊治療の助成を発表して以来、声を上げ続け、2004年に当時の坂口厚労大臣のときに助成が始まり、拡充されてきたものであります。新政権において初めて保険適用の言葉が出、そして、それまでの間は従来からの助成を拡充するとの発表でありました。経済的な大きな負担があっても我が子を授かりたいとの強い要望がこうした政策に結びついたものと思えば、当事者の方々には大きな喜びであろうと感銘するものであります。

そんな思いを持ちながら政策を見ておりましたところ、京都府が特定不妊治療者に交通費の助成を始めたとの記事が目につきました。我が町の実情はどうかと担当課に確認しましたところ、年に8人から10人の方が不妊治療に携わっておられるということ。特に特定不妊治療の受診は、10月現在、指定病院は県内4か所のみ。七尾では受けられず、金沢へ行かれているとのこと。さらに関係者の話では、小松によい先生がおられるので、今、小松まで行っているようだとのことでした。

政府の進める不妊治療の保険適用は国会に任せるとして、身近な交通費の課題については、町として治療を望む方々に寄り添う対応はできないものかというふうにして考えるところでございます。

先ほど示した京都府の取組で、あんな都会でも近くに病院がないのかと思われるかもしれませんが、市内へ120キロもある地域もあり、また、自分に合った医療機関を探すとなると、大阪や兵庫など他府県に足を運ぶ人も少なくないとのことだそうです。

詳しい治療はさておき、特定不妊治療には5回から6回程度の通院が必要と聞いております。経済的負担のため治療を断念することのないよう、しっかり支援をしていくべきと考えます。町としては、今後、政府の保険適用、助成が拡充され、受診者の経済的負担も軽減されることと相まって、新たな命を待ち望む町民と社会にしっかりとお応えいただきたいと考えるものであります。何とぞ特定不妊治療者の交通費の助成の検討をよろしくお願いいたします。答弁をお願いいたします。



**議長（河田信彰）**

町長 持木一茂君。

**町長（持木一茂）**

それでは答弁させていただきますが、特定不妊治療に係る通院交通費の助成制度があるのは全国で4府県となっており、京都府以外の3県は離島地域を限定しているという状況であります。

現在、石川県で治療できる医療機関は、金沢市で4か所、小松市で1か所の計5か所ございます。治療費の助成につきましては、1回当たり45万円から50万円程度の費用を要することから、現行は、1回目は県が30万円、町が15万円の計45万円を上限として助成しております。2回目以降は6回目まで県、町それぞれ15万円の計30万円を上限に助成しております。

議員もおっしゃられたとおり、政府は今後、保険適用の方向性を示しており、それまでの間は現行の2回目以降の助成額を倍増するとのことでありますが、助成額の拡充が決まれば、現行の制度と合わせて治療費の大半が助成されることとなりますので、通院交通費の助成につきましては、今後の制度改正の動向を見ながら検討していければと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

**議長（河田信彰）**

4番 田端雄市君。

**4番（田端雄市）**

全国で今ほど紹介されました4県ということで、私は2県の認識だったわけですけれども、京都府と群馬県の高崎市がやっていると、この間報道を見ました。何事も他の自治体に先駆けての取組というのは、町自体の評価にもなりますし、大した金額ではないと思われるかも分かりませんが、様々な町の施策に加えて対象者にさらに寄り添う施策を、支援をお願いしたいと思うものであります。

また、今ほど国が2回目に30万にするということで、大体方向行くと思えますけれども、そうした中では、町の助成の金額も少し浮いているところもあると思いますので、どうか交通費のほうでまた考えていただきたいと、こういうふうに思いますので、よろしく願いいたします。

以上で私の今回の質問を終わります。

**議長（河田信彰）**

以上で、4番 田端雄市君の一般質問を終わります。

**休 憩**

**議長（河田信彰）**

ここでしばらく休憩いたします。再開は午後1時からとしたいと思いますので、よろしく願いいたします。（午前11時59分）

**再 開**

**議長（河田信彰）**

休憩前に引き続き会議を開きます。（午後1時00分再開）  
それでは次に、5番 金七祐太郎君。

**5番（金七祐太郎）**

初めに、今日はマスクして質問しようと思います。もし聞きづらいところがありましたら、議長、指摘願えればと思います。

今年も残すところあと僅かになりました。コロナ禍でいろんな行事が中止になり、いまだかつてない大変な1年になりました。町でも学校の休校や外出の自粛など、いろんな方面で影響が出たな、そんな1年でありました。

それに対して、長期にわたりの感染予防疲れか自粛疲れか分かりませんが、私も最近、家に入るとき手洗いを忘れてたり、またコンビニに行くときにマスク忘れたといったことが多くなってきたかなと思います。今後は、寒くなり換気もしづらい環境になります。初心に戻り、感染予防を徹底していかなければと思っています。

それでは質問に入ります。

今回の補正予算でも、コロナ禍で交流人口関係予算の減額が多々ありました。

そんな中、明るいニュースとして、イカの駅つくモールのオープンがありました。自粛の中ではありましたが、多くの方がお越しいただき、交流人口の拡大につながったのではないかと私は思っております。

そんな中、今後のコロナ禍やその後のコロナ収束後も視野に入れ、当町の関係人口創出の取組について聞きたいと思います。

これまで交流人口の拡大ということが言われてきましたが、近年、関係人口創出ということをよく耳にするようになりました。この交流人口と関係人口の違いについて、私自身もまだはっきり分かっていないんですが、分からない方

が多いのではないかと思います。交流人口と関係人口の違いについて、町長から分かりやすく説明願えればと思っております。

また、関係人口の中でもワーケーションという言葉が広がりました。これは本年7月、当時の官房長官であった現在の菅内閣総理大臣がワーケーションの推進を打ち出したからだと思えます。

また、馬場議員も言っておられました。先般、のと里山空港利用促進議員連盟の研修会でワーケーションが取り上げられていました。ここで、ワーケーションとは、交流人口の拡大から関係人口の創出にもつながると考えられますが、町の取組方針などがあれば聞かせてほしいと思えます。

町長、お願いします。

### 議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

### 町長（持木一茂）

それでは、まず金七議員の質問に答弁させていただく前に、訂正させていただきたいと思えます。

午前中に吉田議員の質問にて遊休施設の数を申し上げましたが、現在、貸付け、利活用を行っている施設、そして令和2年度に解体する施設を除きますと10か所ということで、現在、能登町の遊休施設は10か所ということで、訂正させていただきたいと思えます。

それでは、金七議員の質問に答弁させていただきます。

まず最初に、交流人口とは、観光やスポーツ、ビジネスなどの目的で一時的に当町を訪問してくださる方々を指します。議員のおっしゃったイカの駅つくモールなどに初めて来られた観光客が交流人口ということになります。

続いて、関係人口とは、交流人口の方々が能登町のファンとなり、応援してくださるようになることを指します。例えば、ふるさと納税での応援者で毎年寄附をしてくださる方がおいでます。また、リピーターとして何度も当町を訪問する方々、加えて当町出身の方々も関係人口ということになります。

当町としては、交流人口の拡大から関係人口の創出、また、そこからの定住の流れをつくっていきたいと考えております。

次に、関係人口創出につながるワーケーションについてであります。これは、働くのワークと休暇のバケーションを組み合わせた造語で、テレワークを活用し、ふだんの職場や居住地から離れ、全国の地域で仕事を継続しつつ、その地域ならではの活動を行うものであります。

ワーケーションは、都市部の社会人を呼び込み、新たな交流人口の拡大と、

そこから関係人口の創出につながるものであり、第2期総合戦略にも合致するものと考えており、当町でのワーケーションの実施に向けて準備を進めております。

具体的には、働く、ワークにつつましては、真脇ポーレポーレにおいてテレワークができる場所の整備を進めていきます。休暇、バケーションについては、これまでの観光に加えて、能登の暮らしを五感で感じ、関係人口創出につながり、共に創り出す共創が生まれるプログラムに向けて、首都圏など都市部の社会人のニーズ調査を行っております。加えて、全国151の自治体が加入しておりますワーケーション自治体協議会に県内では当町のほかに石川県、小松市、中能登町が加入しており、ワーケーションの事例など他の自治体の情報などを収集してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

#### 議長（河田信彰）

5番 金七祐太郎君。

#### 5番（金七祐太郎）

交流人口、関係人口は、分かりやすい説明で、理解したつもりです。また、町のワーケーションの取組については、ポーレポーレにテレワークができる場所の整備を進めていきたいとのことでした。能登町、きれいな自然もありますので、ワークも大事でしょうが、バケーションもいいところがあればなど私は思っているんですが。

先ほど町長が言われたワーケーション自治体協議会には、のと里山空港のときも出ていましたけれども151もの自治体があると。また、先行している自治体、最近でも石川県の新聞上で七尾市が和倉宿泊と体験セット、また珠洲市のほうでは木ノ浦ビレッジを利用し会員制の運営会社と提携してやっていると新聞紙上でも出ていましたけれども、私、今から能登町が取り組むということを知って、能登町ではまだリサーチの段階なのかなと思いますけれども、ほとんどノウハウや知見がない中で、これからどうやって準備を進めていくのか。また、特にほかの自治体との差別化を図るにはどうすればいいのか。これが一番難しい問題ではないかと思っております。

この点で、町長、今後のノウハウや知見がない中、また他の自治体との差別化、この点についてどうお考えでしょうか。お聞かせください。

#### 議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

### 町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきますが、議員のおっしゃるとおりで、例えば和歌山県などでは既に大企業との連携が始まっておりますし、また県内でも七尾市や珠洲市でも動きが出てきているということでもあります。

その中で、当町といたしましては、本年10月からANA、全日空が主催しております旅と学びの協議会に参加しております。この協議会では、異分野、異業種の連携や産官学の知見等を融合させて旅を科学的に検証していくものとなっており、参加企業、団体には、ANAに加えましてパソナ、ソフトバンク、電通などの企業、そして高校や大学など二十数団体で構成されております。地方自治体で入っているのは当町と鳥取県のみということでもあります。この協議会でのノウハウや知見、これまでつながりがなかった企業との連携などを生かしまして、プログラムを作成していきたいと考えております。

さらに、総務省が示しております企業版の地域おこし協力隊であります地域おこし企業人交流プログラムを活用しまして、企業からの専門人材を受け入れることを検討しております。

このようにノウハウや知見、人材の派遣を含め、都市部の企業との連携を進めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

### 議長（河田信彰）

5番 金七祐太郎君。

### 5番（金七祐太郎）

ANAの旅と学びの協議会に参加しているということで、また、その中には名前の有名な大企業とか二十数団体あるということなので、この協議会との関係を生かして今後のノウハウや、また企業からの人材受入れを大いに進めていければな、そういうふうに私は思っております。

ただ、先ほどもいろいろありましたけれども、今後の財源、ワーケーションの取組や関係人口の事業費が今後大きくなることが予想されると思いますが、国の補助など財源の見込みはあるのか。さらに、この事業に取り組むことでどのような効果があるのか、お聞かせ願えればと思います。町長、お願いします。

### 議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

### 町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきます。

まず財源につきましては、先般、地域再生法によります企業版ふるさと納税の受入れができるように地域再生計画を申請しまして、先月、国の認定が下りました。これによりまして、当町に本社や主な事業所がない企業から第2期能登町創生総合戦略の取組に対しまして企業版ふるさと納税の寄附が受入れできるようになり、これを活用していきたいと考えております。

また、内閣府の地方創生推進交付金につきましても申請の検討をしていきたいと考えております。

そして、ワーケーション効果についてであります。交流人口の拡大からの関係人口創出に加えて、企業連携などからのサテライトオフィス誘致を目指して進めていきたいと考えておりますので、議員の皆様にもご協力をお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

### 議長（河田信彰）

5番 金七祐太郎君。

### 5番（金七祐太郎）

企業版のふるさと納税、あと地方創生推進の交付金など挙げられましたが、また今後、何か菅総理も力を入れてくると思いますので、補助金の動向などをしっかり注視し、財源の確保をお願いして、また、コロナ禍、コロナ収束後のさらなる交流人口の拡大、そして関係人口の創出。また、今後リモートワークが増えると考え、能登の自然や風景、文化を生かした体験などをつくり上げて、充実したワーケーションの場をつくり上げ、その中で最終的には定住される方々が増えれば少しでも人口減少に役立つのではないかなと私は思っておりますので、またよろしく願いいたします。

それでは、次の質問に入ります。

次の質問は、平成30年3月議会の私の一般質問で、防火水槽の個人土地所有者の固定資産税の状況は。また今後、固定資産税の減免等の考えはないのかと質問しました。

そのとき町長は答弁で、町内に設置されております防火水槽281基のうち公有地以外の私有地に立地している水槽というのは合計で185基あります。そのうち固定資産税が課税されている土地が169筆あります。町としましては、防火水槽は周辺住民の安全・安心を確保する上で非常に重要な施設であると認識しておりますし、公益のために直接専用する固定資産として固定資産税の減免をすることができるというふうに考えておりますと答弁されました。

その後、担当課長が手続について詳しく説明をしたのだと私は思っております。

そこで、現在、申請され減免された土地はあるのか、お聞きします。町長、よろしくお願ひします。

**議長（河田信彰）**

税務課長 小島忠浩君。

**税務課長（小島忠浩）**

金七議員の質問にご説明したいと思います。

防火水槽の土地に係る固定資産税の減免申請については、町の税条例第71条第1項第2号にある「公益のために直接専用する固定資産（有料で使用するものを除く）」により、防火水槽の設置に要する面積に係る土地の税額を減免することができます。

防火水槽に係る土地の減免申請の件数については、平成30年3月議会の一般質問を受けてから現在までに1件の申請を受けております。固定資産税の減免申請の手続については、税務課のほか、各総合支所、小木、鶴川の各支所の窓口申請書を備えつけてありますので、土地所有者の減免申請をお願いいたします。申請書を受付しましたら、速やかに対応したいと考えております。

以上です。

**議長（河田信彰）**

5番 金七祐太郎君。

**5番（金七祐太郎）**

残念かどうか分かりませんが、1件だけだったと。私、税のことはあまり詳しくないんですけども、税金のことでPRすることは難しいのかなという私の考えもあるんですけども、また町の中では、縦割りで、そういうことがうまくいかなかったのかなという思いもあるんですが、なぜ1件だけなのかなと私の考えでは思います。なぜ全然免税が進まないのか、お答え誰かお願いいたします。

**議長（河田信彰）**

総務課長 赤阪浩幸君。

**総務課長（赤阪浩幸）**

それでは、金七議員の防火水槽の減免がなぜ進まないのかということでありまして、まず防火水槽の設置整備につきましては、各地区からの要望に

応じて現地を確認いたしまして、設置が妥当と判断された場合に設置整備を行っているところであります。現在、多くの防火水槽が課税されている状況であります。

先ほど税務課長からも説明があったとおり、防火水槽設置の土地に関しては、公益のために直接専用する資産として固定資産税の減免対象となっております。

しかし、この減免手続は、土地所有者からの申請に基づき対象面積の固定資産税が減免されますが、周知が進んでいないのか申請がなかなか出てこないという状況となっております。減免申請はあくまで個人の判断に基づくものと認識はしておりますけれども、防火水槽の用地の提供に関しては、各町内会長を通じまして土地所有者の同意を取り付けて行っております。今後、減免申請を進めるためには、用地提供の同意を取り付けた町会区長会を通じまして申請手続に関しての周知を図っていきたくと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

#### 議長（河田信彰）

5番 金七祐太郎君。

#### 5番（金七祐太郎）

周知がなされていなかったということで、また今後は町内会長を通じて相談に乗っていくという答えだったと思いますけれども、ここにおられる職員、また議員の皆様も、この質問をお聞きになって、町民の皆様の個人所有の土地が防火水槽で固定資産税が課税されていれば、ぜひ皆さんで相談に乗っていただき、先ほど言われました消防、また各支所でもいいので相談願えればなど、私からのお願いです。よろしく願いいたします。

これで私の質問を終わろうと思いますが、最後に、ここにおられる執行、議員の皆様、また町民の皆様、まだまだコロナ禍が続くと思われます。先ほども申しましたけれども、マスク、手洗い等、感染予防をしっかりと、皆様がお健やかに、また笑顔で新年を迎えることを願い、私の質問を終わります。

以上です。

#### 議長（河田信彰）

以上で、5番 金七祐太郎君の一般質問を終わります。

次に、7番 市濱等君。

#### 7番（市濱等）



それでは、一般質問をさせていただきたいと思います。

その前に、一言、最近感じていることをお話しさせていただきたいなと思っております。

本庁舎、支所、大きなプロジェクトが終わり、少し安堵したのかなど。町には今年、今年度当初から残念な事柄が引き続いて起きております。春から交通死亡事故者が4名にも達しています。最悪の事態でなかろうかなど私は思っております。これは今日現在、石川県の全体の1割以上に当たっております。これに対しても町は非常事態宣言を出していない。非常事態を告げる垂れ幕も下がっていないと思って、私は今朝、庁舎前へ来てみましたところ、交通安全の大きな垂れ幕が下がっております。それで少しは安堵いたしました。それにしても対応が誠に遅いなというふうに感じております。緊張感が薄いのではないかなど心配もしております。

夏の初めには給付金詐欺、これに対しても誰も責任を明確にしない。口には謝罪は聞くが、責任がどこにあるのか。私は犯罪者をつくれとは言っていないが、しっかりとしためり張りの利いた町政を目指すべきではないかというふうに思います。

古典に倣えば「韓非子」に言うところの信賞必罰。賞罰を明らかにしてこそ組織ははつらつと動く。そして新しい発展があると私は思っております。

このたびの新型コロナウイルス感染症対策、いかにも現代の一番恐れられている状態が一番出したくないところから出現しております。これに対しても緊張感が足りないのではないかな。

隣の町では、少なくとも初夏から病院入り口玄関に外来患者に対して完全装備の看護師2名が自動体温計とともに体温測定、手指消毒のために玄関に張りついておられました。この先日、11日金曜日ですか、隣の市へ出向いてみましたが、玄関に完全装備の係員が2名、検温器とともに体温確認、手指消毒の確認のために張りついておられました。その足で私は我が宇出津病院に訪れてみましたが、玄関入り口に検温器が2台ぼつんとたたずんでおりました。掃除の係の方が平生と同じ服装で掃除をされていた。帰ってきてから局長に事情を聞いたが、たまたまだという答弁でございました。私もたまたま訪問いたしました。このような体制では緊張感に欠けているのではないかな。いずれにしても対応が遅いのではないかなというふうに思います。

先日の緊急全員協議会、町長以下、執行役員全員出席されて開かれた会議において、担当職員は現状を詳しく説明してくれました。ところが次に町長が答えられておられた。町長が答える前に、なぜナンバーツー、ナンバースリーが答えられないのか。副町長、総務課長は、この件について把握していないのか。私は大変疑問に思いました。この立場の方々が町長を守り立てるのが役目では

ないのか。

また、有線放送に町長がお話しされた後、間髪を入れず花火の映像が流れる。どこの誰が管理しているのか。お話にならないな。この組織は機能しているのか大変疑われました。

町を預かる皆さんと共に我々が気を引き締め、今年度残りの4分の1をしつかりと物事に対応しなければならないと思うのは、私だけではないと思います。

しかし、いろんなことが続きますが、私は、ナーバスにならないで、攻めるときはしっかりと攻めて、守ることはがっちりとする。気合の入った、めり張りの利いた年度末になれば、しなければならないなというふうに感じております。

さて、前段が長くなりましたが質問に入りたいと思います。

森林保全と観光地環境整備は急務だということについて質問をいたしたいと思います。

俗に言う松くい虫被害が著しい。このままの状態では、手塩にかけた山林、特にマツタケ山、海岸線の景勝地の景観が全滅、台なしだと思えます。

担当の農林水産課、ふるさと振興課にお聞きしたい。農林水産課は、森林環境譲与税を町内どの辺りにどのように使われているのか。現在対策を立てて実施している対象地域、数量等を細かくお聞きしたい。

その上で、松くい虫対策はどのような方法で行われているのか。予算は年間どの程度あるのか。対策方法はいろいろあると聞かすが、どこにどんな方式でどう施行されているのか。これも詳しくお聞きしたいと思います。

また、被害に遭った松の処分について、どう処理されているのかも伺いたい。

新聞報道によると、石川県の松くい虫による松枯れ被害は2013年度以来の増加に転じたと報道しております。能登町も被害調査は実施していると思うが、どのような状態か数値的に発表していただきたい。

また、長年対策を実施していると思うが、事業の成果について、自前の評価でよろしいので評価も聞きたい。

私は海岸線に住んでおりますが、恐ろしいスピードで増加していると感じております。農林水産課は、今後どのような対策を立て、どう取り組むのか。また、新しい対策はあるのかも併せてお聞きしたいと思えます。

## 議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

## 町長（持木一茂）

それでは市濱議員の質問に答弁させていただきますが、松くい虫によります

マツタケ山を含む松林被害は、ここ数年、減少傾向にあると認識しておりましたが、先般の新聞で、昨年度は夏の高温少雨が原因となり2013年度以来の増加に転じたという記事を目にして、引き続き対策を徹底しなければならないと気を引き締めているところであります。

これまでの松くい虫対策は、ヘリコプターを使った薬剤空中散布事業、そして地上から人力で行う地上散布事業、松の幹に薬剤を注入する樹幹注入事業などを実施しているほか、被害に遭った樹木を伐倒駆除処理する保全松林緊急保護事業を実施しております。

ドローンを使った被害調査や薬剤散布を実施している市町もありますので、今後は当町でもできないか検討していきたいと考えております。

次に、森林環境譲与税についてご説明させていただきますが、森林環境譲与税は、平成31年3月に根拠となります法律が成立し、災害防止や木材利用の促進、担い手育成などを目的に、令和元年度より市町村と都道府県に譲与されております。

当町では、手入れの行き届いていない森林について間伐等を実施するため、森林経営権の意向調査を実施しまして、町に経営権を移行した森林において間伐作業等を実施しております。今後は、他の先進事例なども参考にしながら、関係機関と連携を図り事業を進めてまいりたいと考えております。

松くい虫対策事業と森林環境譲与税事業の実績等については、この後、担当課長より説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

## 議長（河田信彰）

農林水産課長 五田秀綱君。

## 農林水産課長（五田秀綱）

私のほうからは、松くい虫対策事業と森林環境譲与税事業の実績などについて説明をいたします。

まず、松くい虫対策の今年度の実績ですが、薬剤空中散布事業は183ヘクタール実施しています。内訳は、能都地区で104ヘクタール、内浦地区は29ヘクタールとなっており、両地区は海岸線を中心に実施しております。柳田地区では50ヘクタールとなっています。地上散布事業は、柳田植物公園内で2ヘクタール実施しています。樹幹注入事業は400本実施しております。遠島山公園で160本、松波城址公園で240本というふうになっております。

被害に遭った松の木に対する伐倒駆除処理は、150立方メートル実施しております。内訳は、宇出津地区で15立方メートル、柳田地区で20立方メートル、合鹿地区で10立方メートル。内浦地区は近年被害が増加しているた

め、松波地区で40立方メートル、恋路地区で35立方メートル、時長地区で10立方メートル、上地区で20立方メートルと広範囲にわたって実施しています。切り倒した被害木は、集積し、シートでくるみ、薬剤を散布して害虫の駆除処理を行います。

松くい虫対策に係る今年度の予算は、約2,720万円となっております。

事業の効果についてなんですが、県の林業試験場が調査を行ったことがあります。薬剤散布による防除が実施されている松林と実施されていない松林、2か所で被害木の本数と材積、材積というのは木材の体積という意味なんですが、その2点を比較した報告がございます。それによりますと、防除を実施している松林の被害木の本数の割合は0.5%、材積は1.4%であったのに対し、防除を実施していない松林では本数は4.3%と10%、材積は5.3%と11.6%であったという結果が出ておまして、防除の効果が認められるとしております。

次に、森林環境譲与税についてですが、この事業に関しては昨年度の実績で説明をいたします。

令和元年度は、町に経営権を移行する意思があるのかという意向調査を小間生地区を中心に15ヘクタールで行いました。そして、移行する意思のある森林のうち3.14ヘクタールにおいて間伐作業を実施しています。元年度中に実施できなかった分は今年度予算で実施しているところであります。ちなみに、今年度は宮地地区を中心に、来年度は不動寺地区を中心に、バランスよく調査、作業を進めていきたいと思っております。

以上です。

## 議長（河田信彰）

7番 市濱等君。

### 7番（市濱等）

成果、詳しいことは、物すごく詳しく話をさせていただいて、ありがたいことだと、よかったなと思っております。

伐倒処理についてですけれども、シートで包むと言われておりましたが、最近、伐倒処理したところを見ても、シートで包んでいるところはちょっと見えないんですね。たまたまこの前、遠島山公園へ行きましたら、伐倒した木がそのまま放置してありました。これでは周りにいい影響はないのではないかと。せっかくやられても周りに効果がないのではないかなかというふうな気がしております。

また、地上散布、柳田植物公園でやられているというふうにお聞きしますが、

できるだけ地上から観光地とかそういうところにもやられればどうかなというふうに感じております。

順次調査をしているということもお話を聞きましたが、被害の多いところからできるだけ手をつけていただくというふうなことをお願いしたいなというふうに思います。

それでは続いて、ふるさと振興課にも同じようなことをお聞きしなければならないなど。視点を变えて、松くい虫被害、ふるさと振興課から見てどのように映っているのか。また、このことにより能登町の観光にどのような影響があると考えているのか。また、能登町の観光、どの点に重きを置いているか、お考えをお聞きしたいと思います。

その上で、能登町海岸線48キロ、どちらでもいいですが、最近、町長、訪れたことはあるかお聞きしたいと思います。

ラブロ恋路、弁天島の恋路海岸、赤崎いちご、釣り栈橋の布浦海岸、つくモール、日和山、蓬莱島の九十九湾、千畳敷の真脇小浦海岸、棚木城を擁した宇出津城山、松はことごとく赤く染まり、しかばねをさらしています。ふるさと振興課として、この現状をどのように改善するか、お聞きをしたいと思います。

#### 議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

#### 町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきますが、魅力ある当町の観光につきましては、「海、山、祭、いいとこいっぱい能登町」のキャッチフレーズにありますように、たくさんの観光資源があります。世界農業遺産に認定されました里山里海に代表される豊かな自然環境、また、日本遺産に認定されましたあばれ祭をはじめとするキリコ祭りなどの継承文化、そして、いしかわ歴史遺産に認定されたのとキリシマツツジ古木群、その他真脇遺跡などの文化財があり、見るスポット、体験するスポット、そして祭りなど、観光資源の宝庫というふうに思っております。

また、昔ながらの素朴な風景と温かい人柄、日々の生活の営みそのものが観光資源でもあり、郷土色豊かな食文化と新鮮な山海の幸や発酵食品のほか、魅力ある特産品も数多くあると思っております。

恋路海岸から藤波地区の海岸線につきましては、能登半島国定公園に指定されている区域になります。国定公園の区域につきましては、風景地の保護及び適正な管理を行うことを目的としまして、巡視員を任命して毎月区域内の巡視をしていただいております。

ご指摘のとおり、景勝地及び観光施設内におきましては、近年、枯れ松についての報告を受けております。現地を確認しておりますし、町の観光施設において伐採等の対策が必要と認識しておりますので、今後対応していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

#### 議長（河田信彰）

7番 市濱等君。

#### 7番（市濱等）

どこかへ訪れたことはありますかというお尋ねをしましたが、ちょっと答えがなかったなというふうに思っています。

巡視員を任命していると言われましたが、自然林に対して、もう少し早急に観察できるような体制をお願いしたいなというふうに思います。大きな木に成長するまで何百年もかかります。町長が言われた素朴な景勝地。これが能登町の観光の一端を担っているとするならば、私も同感で、自然環境こそ重要だと思っております。大切にしていきたいなというふうに思います。

調査について、被害状況をもとにと言われますが、調査はいつ頃どのように実施しているのか。松のセンザイチュウは被害を及ぼした松に一冬寄生すると聞きます。春に成長して次の松に移る。それも自力では移動できないのでカミキリムシに寄生すると聞きます。9月、10月、11月、赤くなり、次の年の5月には隣の松に移ります。調査をする後から後から被害が広がると思います。

森林所有者、町民に対して松くい虫の対応を広報して、正しい対応ができるように指導していただきたいなというふうにも思います。

環境譲与税は森林の環境を改善するためのものだと考えるが、今までの予算を検討し、被害木も利活用できないかなども検討いただき、松くい虫対策に本腰を入れていただきたい。

また、ドローンを活用して住民の生活に影響の出ないように、ピンポイントの活用も視野に、しっかりと対応していただきたい。

以上の件について、方法と意気込みを聞きたいなと思います。

#### 議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

#### 町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきますが、まず松くい虫被害木の調査につきましては、能登森林組合が行いまして、毎月、当町を通じて県のほうに報告してお

ります。

そして森林環境譲与税は、令和元年度から譲与が開始されたもので、森林整備のための新しい財源ということになります。基本的な使い方は示されているものの、一部未確定な部分もあります。今後は、県の森林部や森林組合と連携しながら、他県での取組事例も参考にしながら松林保全のため活用の道を探ってまいりたいというふうに考えております。

そして、被害木を有効活用できないかというようなご質問もありました。

松くい虫被害に遭った樹木は、感染源となり、被害を拡大するおそれがあります。それで、森林組合などの処分可能な業者への依頼をお願いしております。被害木のチップ材等への利用は、被害拡大防止の観点から移動することは推奨できないものであり、再利用についても県内では実績がありませんので難しいというふうに考えております。

## 議長（河田信彰）

7番 市濱等君。

### 7番（市濱等）

ありがとうございます。よろしく願いをいたしますが、いずれにしても能登町だけではなかなか解決できる問題ではないのではないかなど。県、それから森林組合等ともしっかりと連携していただいて対応していただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それでは次に、指定管理制度評価基準を設けよということで質問をさせていただきたいと思います。

この質問は、今日14日に行うことに対して大変無気力感も感じております。なぜかと申しますと、今定例会8日の委員会において賛否が決定していることでもあります。この質問をすることによって、委員の皆さんに判断材料が多くなり、問題に進んだ判断ができるのではないかなどというふうに思っておりました。

今後、議会運営委員長にも後ほどご相談したいなというふうには思っておりますが。

さて、特に今定例会に上程されている議案111号から117号についてと、ほかに管理終了日が異なる施設をも含めた施設管理について、ご質問をしたいと思っております。

経営内容説明資料と言えるものは、今までは指定公社の全体での成果説明書であったのだろうなというふうな思いがしますが、今後、指定管理議案には、施設別の数値管理表とか目標等も明らかにした説明書にならないか、お聞きをしたい。毎年はもちろんであります、3年間通して達成感を自己評価、

後に町が組織する機関において評価づけるという体制はできるか伺いたい。その上で、私たちはこのような評価基準でこの方々を指定したいんですよという、こういう議案になれば我々も判断がしやすいな、安心できるなと思います。

今回の議案では、私たちが評価した指定管理者だから信用して判を押してくださいよ。このような議案だと私は感じております。町を運営するのは執行機関であり、我々議員との二元代表制で運営していると私は認識をしております。私たちには判断材料が少ないというか、ほとんど資料がないような状態であります。施設の運営状況は、指定管理者選定委員会がこのようなことをこんなふうに点数をつけました。こう結論づけました。このようなデータがあつて当然ではないかなというふうに思うのですが、いかがでしょう。

教育委員会では、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検、評価報告書というものを5つの基本方針の基に設定されている17項目を点検、評価の対象として、議会に参考資料として提出をしております。また、公表もしていません。

指定管理者判定基準を設けることに対して、改めて町の考え方を聞きたい。

その上で、上町センターについてお聞きしたい。ワインの醸造権、また、これに対する設備等はどのようになっているのか。

また、ブルーベリー普及センターの大粒のベリー研究はどこまで進んでいるのか。分かる範囲で教えてほしい。

また、現在、町の多くの施設を管理する公社の代表は町の町長になっていますが、私の言うこのような評価基準を設けると、町長は自らを評価する立場になるので、この立場を変更して対応することができるか、お伺いしたいと思います。

次に、議案第107号、集落施設について。集落、町内会が地域の問題は集会をもって集約する地域コミュニティ、この習わしは民主主義の根幹だと認識をしております。この能登町には集会を行う施設、集会所の選定方法は、その地域、集落、町内会に一任されて、決まった申合せ、条件などはないものと思っていますが、何か決まった条件等がありますか、お伺いをいたします。

その上で、町が建築し、指定管理を集落にお願いし、自由に使用可能な施設、また、町の施設で、僅かな費用の貸借で使用できる町内会もある。また、近くの民間の施設、例えば組合の施設を借り上げて使用しているところもある。また、敷地も建物も自前の町内会もあります。また、建築当時は町に助成をいただいで、維持管理は町内会が単独で行っている町内会もある。町内会によっては、営繕の場合、一部、町に助成をいただいで維持管理しているところもあります。施設ごとに制度の違った公の支援を受けて建設された施設で老朽化も進んでいる。しかし、住民感情とすれば少しでも長持ちさせたい。解体までなか



なか思いが届かない。修理しても無駄な金は町にお願いできないと控えている部分もあります。

私は、この状態は大変公平感に欠けていると感じておるんです。例えば、町内会が所有する会館を営繕しようとするときは、町内会から町に要望し助成を頂くが予算額の3分の2だ。残り3分の1は町内会が持つことになる。町内会、集落の判断でございしますが、土地、建物を町に譲渡すれば町管理になるのか。公平感ある体制にできるかどうか、町の考えをお聞きしたいと思います。

### 議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

### 町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきます。

まず、指定管理者の候補者の選定に当たっては、指定管理選定委員会の意見を聞いて判断しております。選定委員会では、公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の第1号として、事業計画による公の施設の運営が住民の平等利用を確保することができるものであること。第2号として、事業計画書の内容が当該事業計画書に係る公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるもの。第3号として、事業計画書に沿った管理を定期的に行う物的能力及び人的能力を有するものであること。この3点を着眼点として厳正に審査を行っております。

具体的には、町民サービスの向上に向けての方策や、どのように利用者ニーズの把握をしてサービスに反映するのか、自主事業の運営の考え方など質疑応答を行いまして、申請者の管理実績や今後の管理形態を審査しております。また、申請書の添付資料であります事業計画や収支計画書、また経営状況を確認できる決算書等で継続性や安定性など総合的に適格性を判断しております。

今回提案させていただきました各施設の指定管理につきましては、定期的に事業報告等を行っており、条例第5条第3号の「管理実績を高く評価でき継続して管理を行うことが適正と判断される場合」に該当すると判断された案件となっております。

議員ご質問の評価制度を用いて指定管理者の候補者の状況を見えるようにすることも大切なかなと思いますので、評価基準については今後検討させていただきたいと思っております。

次に、ワインの醸造権及び醸造設備についてであります。農林産物加工施設上町センター内の醸造施設部分につきましては、平成29年度まで旧柳田食産株式会社がブルーベリーワイン等を醸造しておりましたが、平成30年度か

ら指定管理者が株式会社能登町ふれあい公社に替わってからは、ワイン等の醸造はやめましたので使用しておりませんでした。

そこで昨年、株式会社数馬酒造から、醸造施設部分についてリキュールの製造及び貯蔵するため使用したい旨の申請があり、町としても行政財産の有効利用の観点から本年4月から醸造施設部分の使用許可を出したところであります。当然、酒類製造免許につきましても株式会社数馬酒造が当該場所で許可を得ているというふうに聞いております。

次に、大粒のブルーベリー研究の進捗状況ですが、現在、能登町ブルーベリー普及センターと関係機関が連携を取りながら試験を重ねており、優良品種の選抜中というふうに聞いております。

また、議案第107号の集会所に関しましては、町所有の集会所と地元町内会が所有する集会所、これを並列にいくくりには非常に難しい面もあるかというふうに思っております。

町では、地元町内会が所有する集会所の維持管理に要する修理費負担を軽減する目的で、修理費の2分の1を補助する制度を平成24年度に制定しました。さらに、議員さんや地域の声を反映しまして、平成27年度にはその補助率を3の2まで拡充もしているところでもありますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

## 議長（河田信彰）

7番 市濱等君。

### 7番（市濱等）

大変前向きな答弁をいただきました。

集会所に対しては、私の思っている全てが町の所有になるようなことはならないかというふうなことについては、答弁がないような感じがいたします。

それでは、能登町の公の施設についての手続等に対する条例は、平成23年度に改正されて、私の認識では70施設が存在するというふうに思っております。先ほども吉田議員の質問にありましたが、処分の対象になる施設も多くあると思います。私たちが判断するのも、そういうデータが出ておると判断しやすいのではないかなと思います。

また、年々増加する管理経費、今年度は3億9,687万2,000円の予算であります。町政、財政に大きなウエートを占めております。

また、町執行機関としても資料もそろい、町長の権限も多大で、指定管理者の選定、解約はおおむね自由にできると解釈をしております。先ほども前向きな回答をいただきました。

集会所に対しての答弁をもう一度お願いできればなというふうに思います。

**議長（河田信彰）**

町長 持木一茂君。

**町長（持木一茂）**

先ほど申し上げましたように、町が所有している集会所と地元町内会が所有している集会所、これは全く別物でありますので、それを一緒くたにして並列にすることは難しいというふうに申し上げました。

**議長（河田信彰）**

7番 市濱等君。

**7番（市濱等）**

私は、集落の方々に、それを町に引き取ってもらおうというか、土地も一緒に町に引き取ってもらって管理してもらうことは可能かどうかというふうなことをお尋ねしたかったわけではありますが、今の答弁で、今回は下がりたいというふうに思いますが、改変は検討できるという前向きな検討をいただきました。

私はこう話すのも、町民の皆さんがご心配されているため、この町を運営する皆さんのためであります。我々議員がこのような質問をするということは、立場をはっきりして、そしてまた義務を担保することだと思っております。何事も事業者が事業内容を明らかにすることによって、事業者自体に活気が生まれ、町民の皆さんのニーズに応え、収益が上がることをも期待をいたしております。

また、各施設の達成感、年間の目標数値が施設自ら私たちに示すことで、意識改革が生まれ、各方面によい連鎖が生まれると思っております。しっかり検討していただき、我々が判断しやすく、また施設管理に新しい風が吹くように申し上げて、質問を終わりたいと思います。

**議長（河田信彰）**

以上で、7番 市濱等君の一般質問を終わります。

それでは次に、2番 堂前利昭君。

**2番（堂前利昭）**

吉田議員と同じ気持ちで、質問する前に少し書いてきましたが、ほとんどのことを吉田議員が言われましたので、吉田議員のお言葉をお借りして、大横綱

の町長には、速い相撲ではなくゆっくりとした相撲で答弁していただきたいと要求して、質問に入りたいと思います。

道の駅桜峠の拡充を図れであります。

本日は、能登町の玄関口であり、唯一の道の駅、桜峠の質問をしたいと思えます。

県土幹線軸珠洲道路の整備要望区間である能登町字当目から柏木の整備については、まずは最も縦断勾配がきつい太田原工区において平成29年よりゆずりレーンの設置する事業に着手し、今年9月に供用しました。石川県には感謝しているところであります。さらに、急勾配の上り坂と下り坂が連続している道の駅桜峠付近の当目地内1.2キロにおいても今年度より新たにゆずりレーンの整備に着手しておりますが、これに伴い、県との連携を図り、能登町の玄関口である道の駅桜峠を全面的に整備をしてはいかがか。

1つ目の上下水道を整備せよ。

数十年前からの懸案事項である水道です。皆さんの家庭では蛇口をひねると水が出る。日々当然のことが、夢一輪館と道の駅桜峠は、安心・安全の水が蛇口からはすぐには出てこない。海洋深層水施設まで水をくみに行き、それを使って調理していると聞く。

この状況を見て、私は、夢一輪館や道の駅桜峠は、すごく長い年月をこのような状況で商売を続けてこれたなと思いました。ここを利用する町の人たち、そして観光客に安心・安全を提供するのが行政の役目ではないでしょうか。

2、駐車場を広げよ。

いつも桜峠を通ると、駐車場はほぼ満杯である。しかしながら、今回の計画では何台かの駐車スペースが減るのではないかと懸念するところがございます。能登町特産品直売所でゆったりと休んでいただいて、能登の観光名所のパンフレットを見ていただいたり、能登町、そして能登の特産品を購入していただく。そして、電気自動車の普及により、国は2030年半ばにはガソリン車ゼロを目指す。それに先駆けて、東京都は2030年までにガソリン車ゼロを目指すと断言しています。その観点からも、電気自動車の充電スペースの設置は重要であると思えます。

また、次の質問にも出てきますが、道の駅防災機能強化を目指す場合は、特に駐車スペースを広げておかねばならないと思えます。

全てのことを考慮すると、どうしても敷地拡大が条件であります。

2つの質問をどうお考えか、町長にお聞きします。

**議長（河田信彰）**

町長 持木一茂君。

## 町長（持木一茂）

それでは、堂前議員の質問に答弁させていただきます。

まず、道の駅桜峠への上水道整備についてであります。平成25年2月に能登町議会議長へ、水道施設とそれに伴う防火施設の整備について請願がありました。しかし、井戸水で施設が必要とする水量が賄えていること、水質的にも問題がないこと等の事情を鑑み、不採択となったと聞いております。

現時点におきましては、水源としている井戸に関しては、管理者である石川県と当町及び施設の維持管理を委託している指定管理者とで必要に応じて協議、修繕がなされ、水量及び水質についても指定管理者の適正な維持管理の下、その健全性が保たれております。

この道の駅が立地する箇所は、水道供給区域ではありません。また、上水を供給する配水池よりも高い位置にあり、上水道を引く場合には水圧を確保できる場所から給水管やポンプなど施設整備が必要となってきます。このため、現時点において、町での上水道整備は困難である状況であります。隣接する珠洲道路で改良工事が計画されており、例えば、井戸等に何らかの影響が生じることとなった場合には、石川県と協議をして対応していきたいと考えております。

次に、駐車場ですが、道の駅桜峠は、平成9年の登録以降、当町の玄関口として、珠洲道路を利用する方々の休憩、情報発信施設として重要な役割を果たしており、駐車可能台数は、大型車5台、普通車32台、身体障害者用1台となっております。駐車場は、道路管理者である石川県が整備、管理し、北陸鉄道特急バスの停留所にもなっており、バス利用者の駐車場としても使用されております。

大型連休などの行楽シーズンでは、駐車できなくなることもあるというふうにも聞いておりますが、石川県は、昨年までにトイレ改修に合わせまして駐車スペースの見直しを行い、大型車2台、普通車3台分を増設したところでありますので、当町といたしましては駐車場の利用状況を注視していきたいと思っております。

また、道の駅桜峠における電気自動車用充電器の設置についてであります。当町は、石川県が策定しました次世代自動車充電インフラ構想に基づき充電器を設置しております。その構想では、主要地方道に設置する目安として10キロメートルから30キロメートルに1基とされております。

桜峠での設置につきましては、約7キロメートル先ののと里山空港に充電器が設置されていることから構想に該当しませんが、今後、電気自動車の需要が高まり、設置の必要が生じた際には、施設所有者である石川県と協議し、設置

について検討していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思  
います。

### 議長（河田信彰）

2番 堂前利昭君。

### 2番（堂前利昭）

町長、すぐそばの当目地区まで水道は来ているので、石川県と一緒に桜峠の  
道路を直すといったことで、そんなに難しいことではないと思います。安心・  
安全のまちづくりを進める持木町政なら、必ずや石川県と一緒に連帯してやっ  
ていただけるものと信じております。

町長、桜峠のトイレに入ったことはありますか。トイレの容器から流れる水  
は、少し濁った水が出てきます。清潔感あふれるトイレにするには欠かすこと  
のできない上水道であります。

次の3番目の質問に入りたいと思います。

町長の三大政策に掲げる防災という観点からいうと、道の駅桜峠の防災機能  
強化は大切なプロジェクトとも言えるのではないのでしょうか。町民並びに近隣  
自治体の市民、町民のために、能登半島の真ん中である能登町の役目は非常  
に大きいのではないのでしょうか。今こそ珠洲道路を工事するときに絶好のチャン  
スと捉え、県や国と連帯してやるべきではないのでしょうか。

町長のお考えをお聞きします。

### 議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

### 町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきますが、道の駅は、制度発足時から、通過する  
道路利用者のサービスの提供の場として全国各地に広がり、そして続いて、道  
の駅自体が目的地という段階を経て現在に至っております。全国1,180か  
所が登録されていますが、近年では、度重なる大規模な自然災害の発生により  
防災拠点としての役割が注目されるようになってきました。

桜峠は、能登町の地域防災計画で、救援物資の受入れ体制において物資輸送  
拠点施設に指定されております。災害時の重要な施設として位置づけられてお  
ります。このことから、今後も国や県との連携を推進し、情報共有を図るとも  
に、必要な整備を検討していきたいと思っております。

また、隣接する珠洲道路の改良工事は計画の途中であり、接続する町道との

取付けや交差点協議など、計画の樹立はこれからであります。何より地権者、関係者の協力を得て、珠洲道路へのアクセス向上と、道の駅を利用される方が安全・安心、快適な休憩場所となるよう石川県と連携してまいりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

#### 議長（河田信彰）

2番 堂前利昭君。

#### 2番（堂前利昭）

最後に、今までの答弁をお聞きし、再度質問して、町長の答弁をいただきたいと思えます。

道の駅桜峠は、能登町の地域防災計画で、救援物資の受入れ体制では物資輸送拠点施設に指定されているということで、災害時に重要な施設と位置づけられているという答弁でありました。広域防災拠点として、道の駅桜峠の役割は重要になるのではないかと思います。

先ほど質問した2点のことは、防災機能強化という面でも大変重要なことであるに間違いはないと思えます。電気は言うまでもない大事な資源であり、非常用発電機、蓄電池システム、移動用発電機の無停電化や貯水タンク、防災倉庫、防災トイレ、そして防災情報提供システムなど、防災機能を強化することはたくさんあります。大規模災害時の広域的な復旧・復興活動拠点にできるようなところにしていただきたい。

私が町長の立場なら、このようなことは必ず整備したい事項であるが、防災を掲げる町長はどうお考えか、お聞きします。

#### 議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

#### 町長（持木一茂）

あくまでも駐車場というのは道路管理者である石川県が整備、管理している場所でもあります。そこにそういった防災機能を持たすとすると、やはり石川県との協議が必要かなというふうに思えますので、その辺は石川県としっかり連携、協議させていただきたいというふうに思っております。

#### 議長（河田信彰）

2番 堂前利昭君。

## 2番（堂前利昭）

しっかりと石川県、そしてまた時には国と連帯して……。

あくまでも石川県と国と一緒に連帯してやっていっていただきたいというふうに思います。どうぞよろしくをお願いします。

2つ目は、能登町ふれあい公社が指定管理を行う宿泊施設の今後の計画を示せであります。

前回、9月定例会での一般質問の中に、公社施設も避難所に活用するよう検討するという答弁をいただきましたが、そのふれあい公社管理の宿泊施設を調べてみますと、かなり古い建物であるということでもあります。特に、国民宿舎うしつ荘は48年前に建設されております。次は、国民宿舎やなぎだ荘が44年という月日がたっておりますが、安心・安全が確保されていると思いますが、耐震対策もちゃんとされているのか大変気になるところであります。

ふれあい公社が指定管理を行っているうしつ荘、やなぎだ荘、真脇ポーレポーレ、ラブロ恋路の4施設に絞り、質問させていただきます。

1つ目の宿泊施設、4施設の今後の統廃合の計画はあるのか。2つ目、宿泊施設の建て替え計画を示せであります。建物も古いし、宿泊料金設定も似たかよったかである。独立採算制をとっているとはいえ、町からの補填もある。当然、雇用の面からも4施設を残してほしいが、近い将来、統廃合せざるを得ない状況なのか、町長にお聞きします。

## 議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

## 町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきますが、株式会社能登町ふれあい公社が指定管理している宿泊施設の統廃合や建て替えの計画の有無についてであります。宿泊施設に限定している計画はありません。

町が保有する公共施設は、平成28年度に能登町公共施設等総合管理計画を策定して現在取り組んでおります。この計画は、将来の整備方針が数値目標として定められており、2026年度までに公共施設の延べ床面積の総量を現在より20%削減することとしております。

この目標を達成するための基本的な考え方は、まず1、新規整備は行わない。2、基本的に改善、改修、建て替えを実施する。3、更新の際は、統廃合を検討し、複合施設化を検討する。4、運営については、指定管理者制度の利用や、地域住民による維持管理協力、譲渡等、民間の活力を促進するというふうにしております。



この計画の中で、堂前議員が質問されている宿泊施設は、スポーツ・レクリエーション施設に分類されております。この施設の基本的な方針は、長寿命化を計画的に図りながら改修、修繕、建て替えを行うものとしておりますが、当町の規模、配置に考慮し、総量を適正化したものとするというふうに定めております。この基本方針に沿った形で、株式会社ふれあい公社が指定管理を行っている町保有の宿泊施設についても実施していきたいと考えております。

町が保有している宿泊施設のうち、議員がおっしゃられる国民宿舎能登うしつ荘は48年、国民宿舎能登やなぎだ荘は44年経過していることから、今後、財政負担の増加が懸念されます。これらを総合的に判断しながら施設ごとの今後の方針について検討してまいりますので、町民、議員の皆様方のさらなるご協力、ご理解を賜りますようお願いして、答弁とさせていただきます。

## 議長（河田信彰）

2番 堂前利昭君。

## 2番（堂前利昭）

建て替えの計画や統廃合は今はないということで、ふれあい公社が管理する宿泊施設4施設の現状は、1泊当たりの宿泊料金や料理形態もすごく似ていると感じております。

そこで、旅の醍醐味である食に関して、提供する料理を施設ごとに差別化を図ればどうでしょうか。例えば、高級感を売りにした料理を提供する施設があってもいいと思いますし、能登町の旬の特産物をテーマにした施設があってもいいと思います。山の幸をふんだんに取り入れたマツタケづくしやキノコ、そして山菜料理や寒ぶり、イカなどの海の幸をふんだんに盛り込んだ料理や能登牛を提供し、高級感を持たせるなど、まずは料理を工夫し、4施設それぞれが独自色を打ち出して存続していければと考えます。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

コロナ禍の中、公社施設の売上拡大の一手をどう考えるであります。

プレミアム商品券や飲食券等など町民を巻き込んだ地域経済対策を実施したが、いまだに町内の飲食店や旅館、そして公社管理の宿泊施設は大変だと思えます。次にどのような一手を打つのか。

先日も公社職員は年末年始に食べてもらうおせち料理を一生懸命売っております。ノルマもかかっていることでしょうか。いろいろなことを踏まえ、どのような一手を打つのでしょうか。町長にお聞きします。

## 議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

### 町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきますが、議員の皆さんのご理解もいただきながら、地域経済が停滞しないように、国の地方創生臨時交付金を活用しまして様々な施策を行い、町内の事業者の売上げの確保につながる取組を実施してきました。

株式会社能登町ふれあい公社も、その事業者の一つであります。

堂前議員がおっしゃるとおり、コロナ禍により休業もあるため単純な比較はできませんが、宿泊4施設の売上額は、4月から9月の上半期で対前年度1億4,000万円の大幅な減となっております。要因は、様々なイベント、地区の祭礼の中止、会食の自粛などによるものであります。

そんな中で、宿泊事業者向けの支援策として、GoToトラベルキャンペーンや県民応援宿泊割キャンペーン、能登町プレミアム商品券・飲食券などを実施しており、各事業者は売上げにつながる努力を行っているところであります。

そのほかに、宿泊施設の共有スペースや客室に空気清浄機の設置や、本議会で提案しております手洗いの自動水栓化を行うことで、宿泊者の安全・安心な空間の提供を行うことで当施設を選択してもらう環境づくりの支援を行っております。

また、今月からは、冬季限定宿泊助成事業やレンタカー助成の上乗せ事業を行うことで、年間を通して宿泊客の落ち込みを食い止め、当町への誘客策を開始しておりますので、制度の利用をはじめ、自主的な取組による売上拡大を行っていただけるものと期待しております。

当町の宿泊業における能登町ふれあい公社が与える影響は大きなものであります。能登町ふれあい公社の売上げが増となることで、町の地域経済も好転すると思っておりますので、コロナ禍における景気回復の象徴と位置づけ、先ほど申し上げました様々な支援策を実施してまいりますので、議員の皆様にもぜひご理解とご協力をお願い申し上げて、答弁とさせていただきます。

### 議長（河田信彰）

2番 堂前利昭君。

### 2番（堂前利昭）

1億4,000万という売上げの減少により、大変なことだなというふうに痛感しております。今後も地域経済が停滞せぬよう、いろんな支援策をやっていっていただきたいというふうに思います。

最後に、日本中や世界中が新型コロナウイルス感染症という見えない敵と戦いながら、もうすぐ1年を迎えようとしています。正直、自分としては、ここまですごいことになるとは思っていませんでした。人の命、地域経済をも脅かす。そして日本各地では、たくさんの分野で予想をはるかに超える倒産、廃業を強いられておられます。決して私も人ごととは思えません。倒産、廃業ということになると、そこで雇用もなくなりますし、能登町には倒産、廃業を出さないという強い気持ちを持って、残りの任期を全うしていただければと思います。

今日質問した事柄は、私たちが今後、能登町というすばらしい町で暮らしていくには必ずや近い将来解決しなければならない事項であります。まだまだ私が町長の年になるまでは15年ぐらい、そして私の後ろの席の小路議員の年になるときは26年余りあります。人口減少問題とともに、財政も大変かとなりますが、何もかもなくすことばかりではなく、攻めることも必要かと思えます。

これで今日の私の質問を終わります。

#### 議長（河田信彰）

以上で、2番 堂前利昭君の一般質問を終わります。

### 休 憩

#### 議長（河田信彰）

ここでしばらく休憩いたします。午後2時50分から開会いたします。（午後2時37分）

### 再 開

#### 議長（河田信彰）

休憩前に引き続き会議を開きます。（午後2時50分再開）

次に、14番 鍛冶谷眞一君。

#### 14番（鍛冶谷眞一）

通告しました質問に入る前に、本年6月に引き続き、この件について再度ただすに至った経緯を述べたいと思います。

6月定例会議の全員協議会で、この跡地整備に関する3枚のシートが配付されました。これですね（資料提示）。整備計画案イメージ図。そして工程スケジュール。議案として上程されたものでなかったがために、事前の情報をしっか

り捉まえたいということで一般質問をいたしました。

この件についての町民の皆様のご関心は思いのほか高く、みんなが集まるいい公園になったらいいねという理解あるお言葉もありました。ただ、祭り、たいまつ、観覧席、これが皆さんの印象的なポイントに残ったようで、展望台ができて、祭りの観覧席が120もつくげといやい。

ある朝、日頃、沈着冷静な1年先輩が朝のウォーキングから帰ってきて、ちょうど今取り壊し中の役場の前にいたら、1年365日のうちたった1日、2時間半のために、そんなもん造るがかいやい。わしも宇出津のもんやけど、祭り大好きやけど、ほんなもんだっちゃかんぞ。だらなことするな。こんなふうに厳しい言葉で責められました。

私が批判的な立場であるがために、私の耳に入ることですから、少し非難めいた意見も疑問も多かったように思います。ただ、私自身もそうやって考えながら、果たしてあの答弁で明確に自分は捉まえているのだろうか、大変疑問に思いました。明確にこういう感じなんだというのが浮かばないんです。それで今回のこの質問に至りました。

それでは質問に入ります。質問項目は1件ですが、分かりやすく3点に分けて質問いたします。

まず1点目は、デッキ上部観覧席は常設という言葉を使いながら、続けて、イメージパースは決定しておりませんと発言されておられますが、常設するという強い意思とイメージパースは未決定ですと。どうにも整合性を欠くように感じるもので、これについて町長の真意をどう聞けばよいか分かりやすく説明したいと思えます。

### 議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

### 町長（持木一茂）

それでは鍛冶谷議員の質問に答弁させていただきますが、おっしゃるように本年6月議会の全員協議会でお示しした整備計画につきましては、役場跡地利活用検討委員会からの答申を受け、整備すべき施設として展望デッキ及び公衆トイレ、倉庫等を有した管理棟、広場についてイメージパースを利用してご説明させていただきました。

答申内容に具体性を持たせるための方法としてイメージパースを利用したものであり、決定しているものでは決してありません。設計につきましても、今後の構造や意匠を検討し決定していくものでありますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

**議長（河田信彰）**

14番 鍛冶谷眞一君。

**14番（鍛冶谷眞一）**

今のご答弁では、最終決定したものではないが、イメージパースを利用して展望デッキ、公衆トイレ、倉庫兼管理棟、そして広場、これについて説明したということ。したがって、展望デッキ、トイレ、管理棟についてのデザイン、配置はこれから検討するが、この建造物に関しては外すことはできないと理解すればよろしいのでしょうか。

なお、賛成するとか反対とかは別にして、しつこいようですが、もう一度確認します。特に気になる展望デッキと120の観覧席を建設することは動かないと理解すればよいのか、もう一度確認します。

**議長（河田信彰）**

町長 持木一茂君。

**町長（持木一茂）**

展望デッキに関しましては、造るという方向で理解していただければいいと思います。ただ、120席の観覧席というのは、どのような意匠になるか分かりませんので、120できるのか200になるのか、それは分かりませんが、それは今後の検討ということでご理解いただきたいと思います。

**議長（河田信彰）**

14番 鍛冶谷眞一君。

**14番（鍛冶谷眞一）**

それでは、あくまでもご答弁ですから、ここでこれ以上の非難や批判はやめましょう。

第2点目を尋ねます。パブリックコメントなどにより皆様の意見をいただきながら展望デッキのデザインや規模、管理棟の配置や照明設備などの検討を進め、来年度に広場及び建築物の詳細設計を行い、令和4年度に整備したいと。今も同様なことを述べられましたが、6月に配付された3枚のシートにある整備計画、整備イメージ図、整備スケジュールとこれに伴う引き出した予算1億6,000万余りが、これで議会に周知したというふうに考えておられるのか。この点について、まず答えていただいて、そして具体的手続、手法について答

弁をお願いいたします。

### 議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

### 町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきますが、6月議会でお配りした3枚の紙、そして予算的なこと、これで議員の皆さんに周知したというふうには考えておりません。あくまでもイメージパース、皆さんがイメージしやすいような状況をお示しするためのものであります。それで今回、パブリックコメントも募集をさせていただきました。

町政への町民の参画を促すとともに、その説明責任も果たさなければいけないと思いますし、政策の形成過程の公正性、そしてまた透明性の向上を図り、町民との協働による町政運営を推進するために制定した能登町パブリックコメント手続要綱に基づきまして役場跡地整備計画に関する意見を募集いたしました。

今回実施しましたパブリックコメントは、7月号の広報のと及びホームページにより周知を行いまして、7月1日から17日間において募集を行いまして、1件の団体から意見が寄せられております。

パブリックコメントで寄せられた意見を今後の設計においても検討させていただきたいと思っておりますし、整備内容の議会への周知につきましては、来年度に基本計画の策定を予定しております。そして、基本計画の素案ができ次第、議員の皆様にはお示しできればというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

### 議長（河田信彰）

14番 鍛冶谷眞一君。

### 14番（鍛冶谷眞一）

今ほどのご答弁、最後のほうで、議会への周知に関しては来年度の基本計画の策定決定次第、議員にも知らせるということで、この点については了解いたしました。

それでは、よく出てくるんですが、水戸黄門の印籠のようにパブリックコメント、諮問委員会、こういう言葉がよく出てくるんですね。このパブリックコメントについて少し触れてみたいと思っております。

私の不勉強なのか、能登町パブリックコメント手続要綱、これについては寡

聞にして知りませんでした。ただ、関心があったものですから、7月号の広報のとは辛うじて頭の隅っこに残っておりました。それで、もう一度7月号を引っ張り出してきました。これですよね。(資料提示) 7月号、こんな量の多い中で、23ページ、たったこんな小さいところにあるんです。私、老眼で読めませんから拡大してきました。読んでみます。

「役場跡地整備計画に関する意見(パブリックコメント)」、これは募集なんですね。「町では、役場跡地検討委員会の提言を踏まえ、令和2年度に役場の解体工事を行います。令和4年度より、役場跡地と隣接する駐車場を一体的な広場とし、いやさか広場と連携し、憩い・交流・観光振興の場として整備を行います。広場のシンボリック施設となる展望デッキのほか、公衆トイレを併設した管理棟を設け、広場内は周辺と景観調和を図り、カラー舗装とします。役場跡地の整備計画事業の推進に対してみなさんのご意見(パブリックコメント)をお寄せ下さい。詳細は町ホームページをご覧ください。募集期間7月1日～17日 ふるさと振興課 62-8526」と電話番号が書いてあるんですが、このページをしっかりと探せた人は職員の中にも何人いますか。よほど関心がないと、こんなページに目を持っていきません。なおかつ、これにコメントを寄せるような方は、少し組織だった動きを持った人間か、よほど思慮深いか、よほど町に関心があるか。そんな方しか寄せられません。じいちゃん、ばあちゃん、もしも関心があつて、ほや、おらもと思つても、その人はホームページでそこに申入れするような技を持っていません。

これでパブリックコメントを募集しました。これはいかにも役場体質をさらしております。これで1件の団体から意見が寄せられ、その意見を今後の設計にも検討したいという情報がありました。こんな広報の仕方では意見を募集するというのは甚だ現実離れた手法です。こういうのを責任や非難をかわす免罪符と言うんです。町の大事な施設の整備に小手先の手法で押し進めるのは、いささか残念な思いです。

まだまだこれから思い、考える余地はあると思います。この先の企画がこんな跡地利活用であつたと町民の皆さんに喜んでもらえることを主眼に押し進めてください。

それでは3点目、町長ご自身の具体的な構想、思いを聞きたいと思います。よろしく願いいたします。

### 議長(河田信彰)

鍛冶谷議員、1つの質問事項に対して3回までとなっておりますので、最後にしていただきたいと思います。一応お伝えしておきます。

町長 持木一茂君。

### 町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきますが、私の思いとしては、やはり日常的に町民の皆様が集い憩える施設になればと思っていますし、雨天時でもイベントに活用できる交流の場にもしたいと思っていますし、また観覧席やライトアップ等による観光資源としても使いたいというふうに思います。

今後いろいろアイデア、案が出てくるとはと思いますが、そういったものを踏まえて、活用できる施設となるように進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

### 議長（河田信彰）

14番 鍛冶谷眞一君。

#### 14番（鍛冶谷眞一）

町長や行政執行を責めるのは私の仕事ではありません。平成4年の年度末には柳田の子供たちが遠足に来て、内浦のばあちゃんが病院の帰りに、瑞穂のおじじとおばばが買物の帰りに寄って、いい公園やね、海は穏やかやし、海の向こうに立山連峰が見えて、何といい公園やね。そして、もう何年かしたら、どこかの子供が、今ここ俺ら遊んどるけど、昔ここに役場あってんて。今こんなんでよかったね。そんな公園を造るために、もう一踏ん張り、もう一ひねり頑張ってください。

これで質問を終わります。

議長には、3度以上超えたのであればおわびいたしますが、私は基本的にはもっともっと議論を深めるのが仕事だと思いますので、申合せ事項の理解の仕方について、またいつか話し合わねばならないと思っております。

以上で終わります。

### 議長（河田信彰）

以上で、14番 鍛冶谷眞一君の一般質問を終わります。

それでは次に、12番 志幸松栄君。

#### 12番（志幸松栄）

今日は皆さんの質問をゆっくりと聞かせていただいて、町長もさぞ頭を悩ませたことだろうと私は思っています。いろいろと私も皆さんの質問に対して勉強させていただきました。ありがとうございます。

また、今回は久しぶりに最後に質問するわけでございます。皆さん、いろい



ろなこともまだ決まっておりませんので、今回、最後に12番、志幸、コロナの問題、12月の補正予算の問題を棚上げしながら町長に問いかけていきたいと思っております。

皆さん、9月議会が終わって12月までに本当にいろいろなものがありました。何が大きいかというと、コロナの問題、それこそ本当に世界、それと同時に日本国もこの問題に取り沙汰されております。どういうふうになるかなと思って、私個人としても危惧しているわけでも心配並びにどうなるんだろうと思って、本当に心配しております。

コロナによって人生の生活設計が、私、表現に言わせれば狭い生活様式になってきております。産業自体も、それと同時に家庭の中でも小さくなってきております。これをこの能登町の行政がどうやって皆さんに大きく広げていくかということが今回の12月補正予算に私は十分にコロナ対策の問題が出ていると思いますので、これからその問題をどういうふうにして、中止になったやつやら、これから今後、コロナ対策をしようとしているやつに対しての問題も質問していきたいなと思っておりますので、よろしく議長お願いします。

前置きが少し長くなりましたけれども、よろしく願いいたします。

2点の質問をさせていただきます。

1点目、新型コロナ対策予算の執行状況についてお尋ねしたいと思います。

1つ目は、漁業継続支援緊急対策事業給付金について。それからもう1点、つくモールの大型モニュメントについて。3点目、超能登町祭の中止について。4つ目の答えをいただきたいものは、今後、国のほうで3弾、4弾と補正なり予算をつけて計上、コロナ予算をつけておられますけれども、今回の国のほうの1兆5,000億円について、どういうふうにして能登町は申請して、また町民のためにコロナ予算をつけていかれるのかなということで、今決まっていること。総務課長でも町長でも企画財政課長でもいいですからお答え願います。これについて。4点の答えをいただきたいなと思っております。町長、お願いします。

## 議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

## 町長（持木一茂）

それでは、志幸議員の質問に答弁させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして、全国でイベントの中止や外出の自粛を受け、消費が低迷、また経済活動の停滞が続いております。また、感染が再拡大し、収束が不透明な状況となっております。

漁業におきましても、水産物の外食需要が減少し、魚価が下落、漁業経営者の生活に深刻な影響が出ております。

このことから、当町は、県内で初めて漁業全般を対象にした事業継続支援策として漁業継続支援緊急対策事業を制定いたしました。同時に、農林業全般を対象とした農林業継続支援緊急対策事業も制定し、能登町の第1次産業の事業継続を支援しております。

漁業継続支援緊急対策事業の内容としましては、今年のいずれか一月の水揚げ金額が前年同月と比較して20%以上減少した場合に、水揚げ金額に応じて10万円から100万円の給付金を交付するものです。12月末までの執行予定は、51件で2,030万円となっております。

今回、苦しむ漁業経営者の生の声を聞き、支援事業の制定に至りました。新型コロナウイルスのほかにも、後継者不足、資源の減少、外国船の違法操業など様々な問題に直面する漁業経営者の声に今後も注意深く耳を傾け、当町の主要な産業である漁業を支援していきたいと考えております。第1次産業の活性化なくして能登町の発展はないことから、関係者の皆さんには、この試練を乗り越えるため頑張っていたいただきたいというふうに考えております。

次に、イカの大型モニュメントにつきましてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業として、当町の特産品であるイカをPRし消費を促すため、九十九湾観光交流センター付近にスルメイカを模した大型モニュメントを設置するもので、イメージパースは町参事が今掲示しているものであります。(パネル掲示) また、遊具機能を持たせ、九十九湾の景観の中で町民や観光客、特に若者や子供に親しまれることを目的としています。

制作の設置に関しましては、指名型プロポーザル方式を採用し、3者から参加表明がありました。10月にプロポーザル審査を経て選定を行い、同月に契約し、工期は3月末としております。

7月議会で補正計上させていただいたとおり、事業費は3,000万円であり、現在は本体制作を行い、鉄骨の骨組みまで完了しているというふうに聞いております。

次に、超能登町祭の中止についてお答えいたします。

超能登町祭は、当町における新型コロナウイルス感染症の影響による地域経済のV字回復の象徴として、にぎわいの取戻し、それと町民の皆様楽しんでいただくことをコンセプトに、町民限定で開催する事業として7月議会において事業費2,500万円で議決をいただきました。

その後、7月の設立準備委員会を経て、8月に第1回実行委員会を実施したところ、中止等の意見が大多数だったことから、急遽、開催の是非を問う採決

を行いました。顧問と町側を除く委員で採決した結果、反対多数であったことから、その場で中止を決定し、実行委員会の解散を宣言させていただきました。

7月議会で議決いただいた事業費2,500万円につきましては、今定例会議で減額補正させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

最後に、第3弾のコロナ対策案はあるのかというご質問であります。当町では、新型コロナウイルス感染症対策としまして、地方創生臨時交付金を主な財源として、公共施設における感染拡大防止や地域経済の活性化など様々な対策を実施しております。また、現在、国は新たな経済対策を踏まえた第3次補正予算を閣議決定し、令和3年度当初予算と一体的な15か月予算として切れ目なく経済の下支えを図るとしております。

国の第3次補正予算においては、地方創生臨時交付金の拡充が挙げられておりますので、追加の配分がある場合は、交付金の内容を十分考慮し、新たな対策を講じていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

## 議長（河田信彰）

12番 志幸松栄君。

### 12番（志幸松栄）

結果、質問ですのであれですけれども、一つ、せっかく参事さんが大きな看板を出してくださった。テレビに映っているか映っていないか分かりませんので、もしあれでしたら私の横へ持ってきてくだされば、皆さん町民の方がこういうものができるんだということで、ちょっと持ってきて。

せっかく私たち議員の方々だけ分かって、今日の質問は皆さん正直に執行部がしているということ質問されておりますので。

こういうものが間もなく3月でしたかね。

私も全員協議会の中で、参事のほうより説明を受けて、小さな絵もいただきましたので、私、つくモールへ行って見てきました。ここやなということで、3人ぐらい連れていったんですけれども、ここにこういうものができるんだぞということで宣伝してきたわけでございます。そういうことで、イカの足の穴から顔を出して、これこそ必ず受けるんじゃないかなと。私は初め、こんな仰山の金をかけてなぜこんなものを造るんだろうとっておったんですけれども、これをあそこであれすれば、恐らく大阪の万博のモニュメントと一緒に、それ以上の反響が能登町のつくモールにできるんじゃないかなと期待しております。

今回、再質問は、1点目はないようにしようと思っております。

もう一つ、町祭については、町長が言われたみたいに、そういう選考委員の方々が大多数の方が反対ということで、それはこういう祭事は全世界並びに全国日本においても100%の中止が決まっておったわけでございます。それについて、妥当だったと私は思います。ただし、最後に花火をやったことについては、また来年もこういうふうにして、コロナがなくなれば意気込んでやるぞということで、職員の方の姿勢、また町長の姿勢も見えたことに対して評価をいたしたいなと思っております。

それでは、第3弾の補正の問題、1億5,000億円でしたかね、国のほうでついたと思えますけれども、その問題、また勉強して、能登町の町民のために皆さん予算をつけていきたいなど。

1点目のこと、漁業継続支援緊急対策事業については、全協が終わって、私は能登町漁協と、それから漁民の方々、いただく方々、それから小木のほうの方々、それから松波のほうの漁業者の方々、私も漁業です。おまっちゃん金あれやぞ、町から結構、能登町だけやぞ、こんながつけるがということで私宣伝したところ、今また漁民の方々も頑張って、15日に配付されるということで、財政課長、そういうふうで組合のほうへ送られるということで、漁民の方々が手元に入ると、より一層コロナに負けじと頑張っていくことだろうと思っております。

そういうことで、1点目の再質問なし。

2点目に移ります。

2点目、これもテレビで多く騒がれておることでございます。皆さん町民の方もご存じだと思います。どういうふうにして職員の方はやっていかれるのかなと思って。

窓口事務行政手続の改革についてでございます。答えは2ついただきたいなと思っております。

1点目、行政手続の簡単に言えば、はんこ問題。今後の能登町の予定について、はんこ問題について、予定はどのような予定をしておられるのか。一般的に100%はんこをなくしていくのか。それとも世の中の流れに従って、はんこ問題をしていくのかということをお聞きしたい。

それから2点目は、これは町民の方々に十分に影響があることでございます。接遇問題だと思います。

これは職員の在宅勤務。それから時差出勤の現状。何か月前からか、結構昨年働き方改革ということで国はやっておりますので、それに準じてやっておられるのかなと思っております。そういうことで、今の現状。

なぜこういうことを私は分かるかというと、朝早くに6時半頃から役場の職員の方が出勤されるので、なんしたんというて、はやもう何か月になります。聞

いてから。そういうことで、町民の方の時差出勤とかいろいろな問題で影響が出ていないのかどうなのか。今後もこれに準じて新しい働き方のやり方をやっていくのかどうなのか、お答えください。

### 議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

### 町長（持木一茂）

それでは、志幸議員の質問に答弁させていただきます。

行政手続の押印省略につきましては、内閣府に設置される規制改革推進会議において、テレワーク等の推進とデジタル自治体に向けた規制や制度の見直しの一環としまして、書面主義、押印原則、対面主義に関する慣行の見直しに取り組んでおり、地方公共団体においても押印等の見直しに積極的に取り組むこととされております。

また、県においても一部の押印を廃止する方針を示されたところでもありません。

当町におきましては、平成23年に申請書・届出書の押印見直し基準を策定し進めておりましたが、今後の行政手続のオンライン化も見据え、国から発出される予定のガイドラインや法改正等に基づきまして、各種手続において押印の必要性を改めて検証するとともに、全庁的な押印の省略や廃止を早急に進め、町民の皆様の手続の簡素化ができるよう取り組んでいきたいと思っております。

また、職員の在宅勤務、時差出勤の現状についてであります。ご質問の在宅勤務につきましては、いわゆるテレワークのことだと思っております。テレワークにつきましては今年の7月から、そして時差出勤については3月から本格的に実施しております。現状につきましては、11月末までで、テレワークが延べ41名、72日、時差出勤が9課で実施し、延べ1,458日行っております。

効果についてですが、職員については、多様な働き方ができ、仕事と家庭生活の両立が図れるような制度ができたということで、福利厚生面の向上となりました。また、新型コロナウイルス感染症が流行し、外出自粛が要請される事態となっても、行政につきましては、継続的に住民サービスを提供する必要があり、容易に業務を停止することはできませんので、分散勤務による感染防止対策としても一定の効果があるものと考えております。

コロナ対策としての国の要請や働き方改革を含め、時差出勤などを今後も実施し、住民サービスの維持を図っていききたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

**議長（河田信彰）**

12番 志幸松栄君。

**12番（志幸松栄）**

2点目も私は再質問ありません。

いろいろと押印の問題、それも世の中の全国に合わせて実行して勉強しておりますということ。それから、働き方改革の問題も3月から7月。町民には影響ないんじゃないかな、出てないんじゃないかなと。

かえって、今年の職員のだんだん、私たちも年齢が行きます。だけど職員の方も年齢がだんだんたっていきます。給料も上がっていきます。そういうことで、給料ベースもいろんな財政の方が今年は今回の12月補正で予算の問題も説明されました。そういう中も、おそらく響いてくるものだろうと思っております。やはり残業もなかなか、お金も年いけば給料も上げなきゃならん。そういうことで働き方改革が必要になるんじゃないかなと思っております。

今日は、1点、2点、議長、皆さん、町長の答弁も、一番、私は今日は感銘を受けたのは、能登町のことをこういうことで思っておられるんだなど。私、答えの中で一番気に入った言葉があります。この能登町は1次産業がなくては絶対に成り立っていかないということを言われました。一番先の答えの中で。農林漁業という働く人たちの努力がなくては、恐らく町の行政はなかなか成り立っていかなくなるんじゃないかなと。第3弾のコロナ対策も、またこれと同様に農林漁業の方々、また重要視しながら職員の方も勉強して予算をつけてくださって、コロナに負けないまちづくりをしていきたいなと思っております。

そういうことで、私は特に今日はそういうようなことで感銘を受けました。

また私は漁業者代表として極力頑張りますので、また皆さんのご指導、ご鞭撻のほどよろしく願いいたしまして、議長、今回は終わります。

**議長（河田信彰）**

以上で、12番 志幸松栄君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

お諮りします。

一般質問が本日で全部終了しましたので、あす12月15日を休会したいと思います。

これを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（河田信彰）**

異議なしと認めます。

よって、休会決議を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

### 休会決議について

**議長（河田信彰）**

追加日程第1「休会決議」を議題とします。

お諮りします。

明日12月15日を休会とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（河田信彰）**

異議なしと認めます。

したがって、明日12月15日は休会とすることに決定いたしました。

今回は、12月16日午後2時から会議を開きます。

### 散 会

**議長（河田信彰）**

本日はこれにて散会します。

お疲れさまでした。

**散 会（午後3時34分）**

## 開 会（午後 2 時 0 0 分）

### 開 議

#### 議長（河田信彰）

一同起立、礼。お疲れさまです。

ただいまの出席議員数は 13 人で定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

あらかじめ、本日の会議時間を延長しておきます。

### 議案上程

#### 議長（河田信彰）

日程第 1、議案第 92 号「令和 2 年度能登町一般会計補正予算（第 5 号）」から、日程第 26、議案第 117 号「公の施設の指定管理者の指定について」までの 26 件を一括議題とします。

常任委員会に付託審査をお願いしました案件について、各常任委員長の報告を求めます。

### 委員長報告

#### 議長（河田信彰）

総務産業建設常任委員会委員長 小路政敏君。

#### 総務産業建設常任委員長（小路政敏）

それでは、総務産業建設常任委員会に付託されました案件の審査結果をご報告します。

議案第 92 号 令和 2 年度能登町一般会計補正予算（第 5 号）歳入及び所管歳出

議案第 95 号 令和 2 年度能登町水道事業会計補正予算（第 2 号）

議案第 97 号 能登町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の制定について

議案第 98 号 能登町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について

議案第 99 号 能登町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤



強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について

議案第100号 能登町基金条例の一部を改正する条例について

議案第101号 能登町堆肥センター条例の廃止について

議案第102号 能登町下水道事業受益者負担金徴収条例の一部を改正する条例について

議案第106号 財産の処分について

議案第107号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第109号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第110号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第111号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第112号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第113号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第114号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第115号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第116号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第117号 公の施設の指定管理者の指定について

以上19件は、原案のとおり全会一致をもって可決するものと決定しました。以上をもって報告を終わります。

## 議長（河田信彰）

次に、教育厚生常任委員会委員長 市濱等君。

## 教育厚生常任委員長（市濱等）

それでは、教育厚生常任委員会に付託されました案件の審査結果についてご報告いたします。

議案第92号 令和2年度能登町一般会計補正予算（第5号）所管歳出

議案第93号 令和2年度能登町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第94号 令和2年度能登町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議案第96号 令和2年度能登町病院事業会計補正予算（第3号）

議案第103号 能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第104号 能登町介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第105号 能登町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

議案第108号 公の施設の指定管理者の指定について

以上8件は、原案のとおり全会一致をもって可決すべきものと決定いたしま

した。

以上をもって報告を終わります。

**議長（河田信彰）**

以上をもって、各常任委員会委員長の報告を終わります。

## 質 疑

**議長（河田信彰）**

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

14番 鍛冶谷眞一君。

**14番（鍛冶谷眞一）**

総務産業建設常任委員長の委員長報告で、「可決するもの」とおっしゃったが、「可決すべきもの」ということで解釈してよろしいでしょうか。

**議長（河田信彰）**

総務産業建設常任委員会委員長 小路政敏君。

**総務産業建設常任委員長（小路政敏）**

おっしゃるとおりです。

**議長（河田信彰）**

14番 鍛冶谷眞一君、それでよろしいでしょうか。

**14番（鍛冶谷眞一）**

了解しました。

**議長（河田信彰）**

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（河田信彰）**

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

## 討 論

### 議長（河田信彰）

これから、討論を行います。  
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

### 議長（河田信彰）

討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。

## 採 決

### 議長（河田信彰）

これから、採決を行います。  
お諮りします。

議案第92号「令和2年度能登町一般会計補正予算（第5号）」  
議案第93号「令和2年度能登町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」  
議案第94号「令和2年度能登町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」  
議案第95号「令和2年度能登町水道事業会計補正予算（第2号）」  
議案第96号「令和2年度能登町病院事業会計補正予算（第3号）」  
以上5件に対する委員長報告は、原案可決です。  
委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

### 議長（河田信彰）

ありがとうございました。  
起立全員であります。  
したがって、議案第92号から議案第96号までの以上5件は、委員長報告のとおり可決されました。  
次に、  
議案第97号「能登町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車

の使用等の公営に関する条例の制定について」

議案第 98 号「能登町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について」

議案第 99 号「能登町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第 100 号「能登町基金条例の一部を改正する条例について」

議案第 101 号「能登町堆肥センター条例の廃止について」

議案第 102 号「能登町下水道事業受益者負担金徴収条例の一部を改正する条例について」

議案第 103 号「能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」

議案第 104 号「能登町介護保険条例の一部を改正する条例について」

議案第 105 号「能登町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」

以上 9 件に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

#### 議長 (河田信彰)

ありがとうございました。

起立全員であります。ご着席ください。

したがって、議案第 97 号から議案第 105 号までの以上 9 件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 106 号「財産の処分について」の 1 件に対する委員長報告は原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

#### 議長 (河田信彰)

ありがとうございました。

起立全員であります。

したがって、議案第 106 号の 1 件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、

議案第 107 号「公の施設の指定管理者の指定について」

議案第108号「公の施設の指定管理者の指定について」  
議案第109号「公の施設の指定管理者の指定について」  
議案第110号「公の施設の指定管理者の指定について」  
議案第111号「公の施設の指定管理者の指定について」  
議案第112号「公の施設の指定管理者の指定について」  
議案第113号「公の施設の指定管理者の指定について」  
議案第114号「公の施設の指定管理者の指定について」  
議案第115号「公の施設の指定管理者の指定について」  
議案第116号「公の施設の指定管理者の指定について」  
議案第117号「公の施設の指定管理者の指定について」

以上11件に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長（河田信彰）**

ありがとうございました。

起立全員であります。

したがって、議案第107号から議案第117号までの以上11件は、委員長報告のとおり可決されました。

### 請願第3号

**議長（河田信彰）**

次に、日程第27、請願第3号「町道松波恋路1号線から体験施設ラブロ恋路へのアクセス道路の拡幅について」の1件を議題とします。

常任委員会に付託審査をお願いしました案件のうち、ただいま議題となっております案件について、常任委員長の報告を求めます。

### 委員長報告

**議長（河田信彰）**

総務産業建設常任委員会委員長 小路政敏君。

**総務産業建設常任委員長（小路政敏）**

それでは、総務産業建設常任委員長の報告を行います。

総務産業建設常任委員会に付託されました請願第3号「町道松波恋路1号線から体験施設ラブロ恋路へのアクセス道路の拡幅について」の審査結果について報告いたします。

令和2年12月7日に紹介議員である市濱等議員からの趣旨説明を受け、12月8日に委員会を開催し、執行部等から意見を聴取した上で、現地を視察した結果、委員会としては、「公益性と町行政の財政状況を鑑み、危険箇所を精査した上で、必要部分を段階的に拡幅すべき」との付帯意見を添えて、採択すべきものと決定いたしました。

以上をもって審査報告を終わります。

### 議長（河田信彰）

以上をもって、ただいま議題となっております付託議案の常任委員会委員長の報告を終わります。

## 質 疑

### 議長（河田信彰）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番 向峠茂人君。

### 11番（向峠茂人）

今ほど委員長報告がありましたけれども、何かちょっと私の頭には理解できない報告だった。もっとどういう意見が、闊達になされたと思いますけれども、もっと詳しく委員会の中身を委員長なら覚えておいでると思いますが、もう一回登壇して説明していただきたいと思います。

### 議長（河田信彰）

向峠議員、委員長報告に対する質疑は審査過程を質問するにとどめ、議案等の内容に踏み込まないことが申合せ事項で規定されておりますので、発言の中止をお願いいたします。

### 11番（向峠茂人）

今ほど議長の言われたことも私は理解していますけれども、やはり賛成するに当たっては納得のいく説明が私は欲しいと思います。だからそういう申合せ事項もあるのは分かりますけれども、議会としては、もう少しこういう議論を

するべきと私は思いますけれども。

**議長（河田信彰）**

常任委員会委員長 小路政敏君、お答えできますか。

**総務産業建設常任委員長（小路政敏）**

具体的にはどうということですか。

休 憩

**議長（河田信彰）**

ここで、しばらく休憩いたします。（午後2時20分）

再 開

**議長（河田信彰）**

休憩前に引き続き会議を開きます。（午後2時30分再開）

総務産業建設常任委員長 小路政敏君。

**総務産業建設常任委員長（小路政敏）**

それでは、向峠議員からの質疑に答えます。

さっき私が触れた部分で、公益性と町行政の財政状況を鑑み、危険箇所を精査した上で、必要部分を段階的に拡幅するべきと付帯意見を添えて採択すべきものと決定いたしました。

これでよろしいでしょうか。

**11番（向峠茂人）**

いいです。

**議長（河田信彰）**

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（河田信彰）**

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

## 討 論

### 議長（河田信彰）

これから、討論を行います。  
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

### 議長（河田信彰）

討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。

## 採 決

### 議長（河田信彰）

これから、採決を行います。  
お諮りします。  
請願第3号「町道松波恋路1号線から体験施設ラプロ恋路へのアクセス道路の拡幅について」の1件に対する委員長報告は、採択です。  
委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

### 議長（河田信彰）

ありがとうございます。  
起立全員であります。  
したがって、請願第3号は、委員長報告のとおり採択されました。

## 休 憩

### 議長（河田信彰）

ここで、しばらく休憩いたします。  
自席に待機してください。（午後2時32分）



## 再 開

### 議長（河田信彰）

休憩前に引き続き会議を開きます。（午後 2 時 3 4 分再開）  
お諮りします。

本日、市濱等君外 1 名、発議第 6 号「不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書」、小路政敏君外 1 名から、発議第 7 号「大和堆で違法に操業する外国船の取り締まり強化を求める意見書」、また、選挙第 2 号「能登町選挙管理委員及び補充員の選挙」の 3 件が追加提出されました。

これを日程に追加し、それぞれ追加日程第 1、追加日程第 2、追加日程第 3 として、日程の順序を変更して直ちに議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

### 議長（河田信彰）

異議なしと認めます。

よって、日程の順序を変更して、直ちに議題とすることに決定しました。

## 発議第 6 号、発議第 7 号

### 議長（河田信彰）

追加日程第 1、発議第 6 号「不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書」及び追加日程第 2、発議第 7 号「大和堆で違法に操業する外国船の取り締まり強化を求める意見書」までの 2 件を議題とします。

## 提案理由の説明

### 議長（河田信彰）

提案理由の説明を求めます。

7 番 市濱等君。

### 7 番（市濱等）

それでは、ただいま上程されました発議第 6 号「不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書」について、提案理由を申し上げます。

日本産科婦人科学会のまとめによると、2018年に不妊治療の一つである

体外受精で生まれた子供は5万6,979人となり、前年に続いて過去最高を更新し、晩婚化などで妊娠を考える年齢が上がり、不妊に悩む人々が増えていることから、治療件数も45万4,893件と過去最高となった。

国においては、2004年度から年1回10万円を限度に助成を行う「特定不妊治療助成事業」が創設され、その後も助成額や所得制限などを段階的に拡充してきており、不妊治療への保険適用もなされてきたが、その範囲は不妊の原因調査など一部に限られている。

厚生労働省は、不妊治療の実施件数や費用などの実態調査を10月から始めているが、保険適用の拡大及び所得制限の撤廃も含めた助成制度の拡充は、早急に解決しなければならない喫緊の課題である。

以上の理由により、別冊配付のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

以上であります。

#### 議長（河田信彰）

続いて、8番 小路政敏君。

#### 8番（小路政敏）

それでは、ただいま上程されました発議第7号「大和堆で違法に操業する外国船の取り締まり強化を求める意見書」について、提案理由を説明申し上げます。

能登半島沖の我が国の排他的経済水域に位置する大和堆は、スルメイカやベニズワイガニなどの水産資源が豊富で、能登町の基幹産業である漁業の好漁場として大きな位置を占めている。我が国固有のこの漁場で、近年、北朝鮮や中国船籍の外国漁船が無秩序な違法操業を繰り返している。このままでは、当町の基幹産業である中型イカ釣り漁業の存続も危うい状況である。

よって、国におかれては、漁業者の生活と安全を確保するための対策を講ずるよう強く求めるものでございます。

以上の理由により、別冊配付のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

以上であります。

よろしく申し上げます。

#### 議長（河田信彰）

以上で提案理由の説明が終わりました。

## 質 疑

### 議長（河田信彰）

これから、質疑を行います。  
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

### 議長（河田信彰）

質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。

## 討 論

### 議長（河田信彰）

これから、討論を行います。  
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

### 議長（河田信彰）

討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。

## 採 決

### 議長（河田信彰）

これから、採決を行います。  
お諮りします。  
発議第6号「不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書」、発議第7号「大和堆で違法に操業する外国船の取り締まり強化を求める意見書」の2件を採決します。  
この採決は、起立によって行います。  
本案は、原案のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

**議長（河田信彰）**

ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、発議第6号及び発議第7号は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました発議第6号及び発議第7号に係る意見書の提出先、処理方法につきましては、議長に一任願います。

**選挙第2号**

**議長（河田信彰）**

次に、追加日程第3、選挙第2号「能登町選挙管理委員及び補充員の選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（河田信彰）**

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（河田信彰）**

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

**選挙管理委員の指名**

**議長（河田信彰）**

選挙管理委員には、能登町字宇出津新 國分雅史氏、能登町字真脇 河崎重宏氏、能登町字白丸 豊若幸紀氏、能登町字北河内 竹橋尚氏、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長 (河田信彰)**

異議なしと認めます。

したがって、ただいま議長が指名しました國分雅史氏、河崎重宏氏、豊若幸紀氏、竹橋尚氏、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

#### 選挙管理委員補充員の指名

**議長 (河田信彰)**

次に、選挙管理委員補充員については、次の方を指名します。

第1順位、能登町字笹川 鍛冶武司氏、第2順位、能登町字宇出津 佐野勝二氏、第3順位、能登町字真脇 池上正博氏、第4順位、能登町字松波 小畑純夫氏、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長 (河田信彰)**

異議なしと認めます。

したがって、ただいま議長が指名しました第1順位、鍛冶武司氏、第2順位、佐野勝二氏、第3順位、池上正博氏、第4順位、小畑純夫氏、以上の方が順序のとおり選挙管理委員補充員に当選されました。

休 憩

**議長 (河田信彰)**

ここで、しばらく休憩いたします。再開は3時からいたします。(午後2時45分)

## 再 開

### 副議長（金七祐太郎）

休憩前に引き続き会議を開きます。(午後3時00分再開)

ただいま休憩中に、議長 河田信彰君から、一身上の事情により議長を辞したい旨の辞表が提出されました。

### 議長の辞職の件

### 副議長（金七祐太郎）

お諮りします。

「議長の辞職の件」を日程に追加し、追加日程第4として、日程の順序を変更して直ちに議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

### 副議長（金七祐太郎）

異議なしと認めます。

よって、「議長の辞職の件」を日程に追加し、追加日程第4として、日程の順序を変更して直ちに議題とすることに決定しました。

## 許可第2号

### 副議長（金七祐太郎）

追加日程第4、許可第2号「議長の辞職の件」を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、河田信彰君の退場を求めます。

(10番 河田信彰君退場)

### 副議長（金七祐太郎）

職員に辞職願を朗読させます。

**事務局長（長尾淳浩）**

それでは、辞職願を代読いたします。

辞職願。このたび、一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるよう願い出ます。能登町議会副議長殿、能登町議会議長河田信彰。

以上でございます。

**副議長（金七祐太郎）**

お諮りします。

河田信彰君の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**副議長（金七祐太郎）**

異議なしと認めます。

よって、河田信彰君の議長の辞職を許可することに決定しました。

ここで、河田信彰君の入場を許可します。

（10番 河田信彰君入場）

**副議長（金七祐太郎）**

ただいま議長が欠けました。

お諮りします。

「議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第5として、日程の順序を変更して直ちに選挙を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**副議長（金七祐太郎）**

異議なしと認めます。

よって、「議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第5として、日程の順序を変更して直ちに選挙を行うことに決定しました。

**議長の選挙**

**副議長（金七祐太郎）**

追加日程第5、選挙第3号「議長の選挙」を行います。  
選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議あり」の声あり)

休 憩

副議長（金七祐太郎）

休憩します。(午後3時03分)

再 開

副議長（金七祐太郎）

休憩前に引き続き会議を開きます。(午後3時20分再開)

異議がありますので、選挙の方法は投票で行うことにします。

議場の出入口を閉めます。

(議場閉鎖)

副議長（金七祐太郎）

ただいまの出席議員数は13人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第28条第2項の規定によって、立会人に1番 吉田義法君、2番 堂前利昭君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

(投票用紙配付)

副議長（金七祐太郎）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)



**副議長（金七祐太郎）**

配付漏れなしと認めます。  
投票箱を点検します。

（投票箱点検）

**副議長（金七祐太郎）**

投票箱に異状なしと認めます。  
ただいまから投票を行います。  
事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

（事務局長氏名点呼、投票）

**副議長（金七祐太郎）**

投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

**副議長（金七祐太郎）**

投票漏れなしと認めます。  
投票を終わります。  
開票を行います。  
1 番 吉田義法君、2 番 堂前利昭君、開票の立会いをお願いします。

（開 票）

**副議長（金七祐太郎）**

それでは、投票の結果を報告いたします。

投票総数 1 3 票  
有効投票 1 2 票  
無効投票 1 票です。

有効投票のうち

國盛孝昭君 1 票  
酒元法子君 8 票  
志幸松栄君 2 票  
小路政敏君 1 票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって、酒元法子君が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

**副議長（金七祐太郎）**

ただいま議長に当選されました酒元法子君が議長におられます。

会議規則第29条第2項の規定によって、当選の告知をします。

**議長挨拶**

**副議長（金七祐太郎）**

ここで、議長に当選されました酒元法子君から挨拶があります。

**議長（酒元法子）**

ただいま議員の皆様方にご推挙賜り、議長という重責に就任させていただくことになりました。身に余る光栄でありますとともに、その使命と責任の重さで身の引き締まる思いであります。

この後は、先輩議員の皆様方のご指導を賜りながら円滑な議会運営、そして、さらなる活性化に努め、町におきましては町長をはじめ執行部の皆様方、共に一丸となりまして町発展のために、また福祉向上のために、そして安全のために、防火、防災、交通安全等の意識の掲揚に努めてまいりたいと存じます。

どうか皆様方におかれましては、何とぞ温かなご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではありますが就任のご挨拶とさせていただきます。

このたびは、誠にありがとうございました。

(拍手)

**副議長（金七祐太郎）**

以上で議長選挙を終了します。

**休憩**

**副議長（金七祐太郎）**

ここで、しばらく休憩いたします。再開は午後4時からいたします。よろしくお願ひします。(午後3時35分)

## 再 開

### 議長(酒元法子)

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。(午後4時00分再開)

### 広報編集特別委員会正副委員長互選結果

### 議長(酒元法子)

ただいま休憩中に能登町議会広報編集特別委員会が開催され、委員会条例第9条第1項及び第2項の規定により委員長、副委員長が互選されましたので、ご報告いたします。

広報編集特別委員会委員長に鍛冶谷眞一君、同副委員長に堂前利昭君。  
以上のお通りであります。

### 休会決議について

### 議長(酒元法子)

日程第28「休会決議」を議題とします。  
お諮りします。

明日から、能登町議会の会期等に関する条例第2条の規定に基づき開く、次の定例日の前日までを、休会としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

### 議長(酒元法子)

異議なしと認めます。

したがって、明日から、能登町議会の会期等に関する条例第2条の規定に基づき開く、次の定例日の前日までを、休会とすることに決定しました。

以上で、令和2年第9回能登町議会12月定例会議に付議されました議件は全部終了しました。

## 閉会の挨拶

### 議長（酒元法子）

ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許します。

町長 持木一茂君。

### 町長（持木一茂）

令和2年第9回能登町議会12月定例会議を閉会されるに当たり、一言ご挨拶申し上げます。

去る7日から開会されました今定例会議では、令和2年度一般会計補正予算（第5号）をはじめ多数の重要案件につきまして慎重なる御審議をいただき、いずれも原案どおり可決をいただきまして、ありがとうございます。

なお、会期中、議員各位から賜りましたご意見、ご要望等につきましては、十分これを尊重し、検討いたしまして、町政の運営に遺憾なきを期しますとともに、予算につきましても速やかに執行してまいりたいと考えております。

先ほどは、能登町議会の議長選挙において、第9代議長に酒元議員がご当選されました。議長のご就任を心からお祝い申し上げますとともに、町政の発展、議会のさらなる活性化のため、ご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、河田議員におかれましては、議長として2年間にわたり議会運営にご尽力を賜り、心から感謝を申し上げますとともに、今後もご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、先日、自治会、町内会等の地縁による団体の代表者として多年にわたり在職され、地域的な共同活動を通じて良好な地域社会の維持及び形成に顕著な功績があった方々に贈られる総務大臣表彰の受章者の発表があり、12月4日に石川県知事より受賞の伝達がありました。県内からは3名の方が選ばれ、その一人として、当町からは長年にわたり町内会長として、また町会区長会連合会副会長として地域の住民自治組織の発展に努め、住民福祉の向上と豊かで明るいまちづくりの推進に尽力されてきた松波の道下薫氏が受章されました。道下氏の長年にわたるご功績のたまものと心からお祝いを申し上げますとともに、これからも健康に留意され、今後とも地域活動の推進と住民自治の発展のため指導を賜りたいと存じます。

さて、今年も残すところあと約半月となりました。2020年という一年を振り返ってみますと、オリンピックイヤーとして新年を迎え、夏に向けて日本全国が期待に胸を膨らませていたところ、1月中旬に国内で最初の新型コロナウイルス感染症患者が確認され、その後は日を迫うごとにその数が増えていき、学校の休業や多くの行事の中止、飲食店の営業自粛など、日本各地に甚大な影

響をもたらしました。1年前には想像もできなかった新しい生活様式が現在の日常となっているのを感じます。

一方、町の出来事に目を向けてみますと、1月6日には、この庁舎をはじめ柳田、内浦の両総合支所で開庁式が行われました。昨年末からの引っ越し作業も順調に行うことができ、期待を胸に新しい環境での業務が開始されました。

また、19日には、宇出津港のと寒ぶりまつりが開催され、雨が降るあいにくの天気にもかかわらず、県内外から多くの方に来ていただき、能登の冬の味覚を代表する寒ぶりを堪能していただきました。

2月に入ると、人の往来による新型コロナウイルス感染症の拡大懸念から行事の延期または中止が多くなり、3月に予定していました新庁舎落成記念式典を中止し、町制施行15周年記念式典及び長野県信濃町との姉妹都市締結式を延期いたしました。

また、卒業式、そして4月の入学式については、参加者を制限して行われる状況となりました。

また毎年、春から秋にかけて行われる各地区の多くの祭礼も中止され、観光交流面でも大きな影響が出ました。

6月には、4月から延期されていましてイカの駅つくモールがオープンし、連日たくさんの方にご来場いただき、にぎわいを見せており、地元の方や観光客を問わず楽しんでいただいております。

また、延期していましたが町制施行15周年記念式典も、規模を縮小いたしましたが無事に執り行うことができました。

8月には、延期していましたが長野県信濃町との姉妹都市締結式を執り行うことができました。千葉県流山市、宮崎県小林市とともに信濃町の皆様とも姉妹都市として交流が進み、互いの地域活性化につながられるものと思っております。

9月には、能登町プレミアム付商品券・飲食券の販売を開始いたしました。購入された商品券・飲食券は、来年の2月まで利用できます。新型コロナウイルス感染症の影響を受けている町内の商店や飲食店などへの経済対策として期待しておりますので、購入された商品券・飲食券を忘れずにご利用いただきますようお願い申し上げます。

10月には、能登町総合防災訓練を能登高校を会場に実施し、コロナ禍で自然災害が発生した場合での避難所運営など、従来の防災にはなかった新しい訓練を行い、災害時における初動体制など有事の際の備えを確認しました。

また、のとキリシマツツジを通じた交流を縁に予定されていたソプラノ歌手のシャーロット・ド・ロスチャイルドさんのコンサートは、中止となりましたが、第2弾として発送した、のとキリシマツツジの苗木はイギリス国内の育苗

施設で育成管理していると聞いており、今後の交流に期待を抱いています。

また、そのほかに、GIGAスクール整備事業として、児童生徒1人1台のパソコン端末と高速通信ネットワークの整備が終了し、子供たち一人一人に創造性を育む教育ICT環境の提供を図れるよう整備を進めるなど、ハード面でも様々な取組を行っております。

来年は、うし年です。うしは、十二支の中で最も動きが緩慢で歩みの遅い動物ですが、十二支でよく知られている物語では、自身の歩くのが遅いことを知っていた牛が誰よりも早く出発し、2番目に目的地に着いたことが語られています。このため、うし年は一步一步着実に物事を進めることが大切な年と言われています。

行政には、今年の新型コロナウイルス感染症対応のようにスピード感を持って取り組む必要なものもありますが、まちづくりは、一步一步着実に推し進める必要があると思います。町といたしましても、町政発展のため、職員一同、気を引き締めて業務に取り組み、そして引き続き、この町を町民の皆様とともに一步一步着実に築いてまいりたいと考えております。

最後に、来年1月9日の土曜日に能登町消防団出初式が消防宇出津分署駐車場で執り行われ、式典の後には、水のアーチが幾重にもかかり、壮観な風景を毎年見せている消防団員合同演技の一斉放水も行われます。

また、10日の日曜日には、内浦第二体育館において成人式を挙行いたします。将来の能登町を担う新成人の門出となる場でございますので、心よりお祝いしたいと思います。

皆様におかれましては、これから年末年始に向かう折、寒さも一層増してまいりますので、健康には十分にご留意され、よい年を迎えられますようご祈念申し上げます。

今年1年間ありがとうございました。

## 散 会

### 議長（酒元法子）

以上で本日は散会いたします。

起立、礼。

お疲れさまでした。

散 会（午後4時12分）

上記、会議の経過を記載し相違ないことを証するため、個々に署名する。

令和2年12月16日

能登町議会議長 河 田 信 彰

能登町議会議長 酒 元 法 子

能登町議会副議長 金 七 祐太郎

会議録署名議員 志 幸 松 栄

会議録署名議員 鍛冶谷 眞 一